

令和7年第4回邑楽町議会定例会議事日程第2号

令和7年12月2日（火曜日） 午前10時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	山本裕子	議員	2番	三ツ村由紀	議員
3番	武井清二	議員	4番	新村貴紀	議員
5番	神山均	議員	6番	蟹和孝一	議員
7番	佐藤富代	議員	8番	小久保隆光	議員
9番	黒田重利	議員	10番	瀬山登	議員
11番	松島茂喜	議員	12番	塩井早苗	議員
13番	原義裕	議員	14番	松村潤	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

橋本光規	町長
関口春彦	副町長
小林淳一	教育長
石原光浩	総務課長
横山淳一	財政課長
小沼勇人	企画課長
矢島規行	税務課長
山口哲也	住民保険課長
金子佐知枝	福祉介護課長
田中敏明	健康づくり課長
松崎澄子	子ども支援課長
金井孝浩	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島拓	商工振興課長
石原薫	建設環境課長
新島輝之	都市計画課長
野中和也	会計管理者 兼会計課長
川島隆史	学校教育課長
藤田和良	生涯学習課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

中	繁	正	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開議の宣告

○松島茂喜議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

◎一般質問

○松島茂喜議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 新 村 貴 紀 議 員

○松島茂喜議長 4番 新村貴紀議員。

[4番 新村貴紀議員登壇]

○4番 新村貴紀議員 皆さん、おはようございます。議席番号4番、新村貴紀です。通告に従い一般質問を行います。よろしく願いいたします。

初めに、学校給食について質問させていただきます。第219回国会における高市内閣総理大臣所信演説において、物価高騰対策として、来年4月から学校給食無償化の実施の方針の発言がありました。自民党を含む3党合意で小学校までの無償化合意はされています。小学校までの無償化の場合は、現在呂楽町では第1子の給食費を保護者負担であります。この機会に完全無償化にできないかについて伺います。

初めの質問になりますが、学校給食が小学校まで無償化となった場合に、その保護者負担がなくなると、今年度の予算から推測して、どの程度歳入が減額となるのでしょうか。担当課長にお伺いします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

[川島隆史学校教育課長登壇]

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

今年度の調定額ベースで試算いたしますと、約2,700万円の歳入が減額になると想定されます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

2,700万円が減額できるということで、かなりの額だとは私個人では思いますが、様々な理由等あると思います。私どもも以前より学校給食の無償化についてはお願いしている中で、今回、実際に私もいろいろ確認は取らせていただきましたが、学校給食4月からの実施については、政府はそのようなお話をしているということですのでけれども、実際には話を聞きますと、まだどこがどれだけ

負担するかというのは決まっていないとは聞いておりますが、全国知事会とかは全額国庫で、国の負担でお願いするという話をしていると聞きました。その中で2,700万円ほど浮くということだとは思いますが。

仮の話になってしまうと思うのですが、町の負担が小学校まで国が負担していただいて、本年度予算から考えても、現在の邑楽町が実施しています第2子以降の無償化ですが、これを完全無償化は予算上、先ほどの前提が条件となりますが、可能でしょうか。その点につきまして、担当課長にお伺いいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

本町の学校給食費は、これまで段階を踏みながら、現在第2子以降は全額減免としております。仮に国が全額費用を負担した場合でも、町全体の財政状況の確認や給食の質や量についても維持していく必要がございます。物価高騰により、学校給食センターでも様々な食材を取り入れたい思いはありますが、限られた予算の中で、例えば肉の部位や野菜の種類を変更するなどの工夫をしながら献立も考えております。

したがって、学校給食費の完全無償化は、社会的、経済的、教育的な観点から見ても多岐にわたる影響を及ぼすため、複雑な問題と考えます。無償化に伴うメリットとデメリットを十分に理解し、検討していくことが重要になってまいります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。確かに2,700万円というところの金額は大きいと思いますが、これをまた今通っていらっしゃる小学生、中学生に割り振ると、どれぐらい年間分で負担が軽減できるかというところの問題と、確かにこの何年間、米に至ってはもう2倍、3倍に、この1年間で価格が高騰していますし、野菜関係に関しましても究極に高いときもあれば安いときもある。

その中で、確かに給食費無償化に関しましては、私も推進は今後していきたいと思っておりますが、質を落とすということはやはりできないだろうとは思っています。その中で、学校の給食の担当をされています学校給食センターの皆さんや担当課の皆さんには大変苦勞していただいているとは思いますが、その中で、またほかの地域でもどんどん給食費無償化、太田市とか近隣でも無償化がどんどん続いています。千代田町も続いています。邑楽町だけがそこができないということになってくると、選ばれる町からというところからだんだん遠ざかっていってしまうのかなと思いますので、大変苦勞しているということは、今課長のお話を聞きまして分かりました。ただ、そういう状況もあるということで、今後も頑張っていきたいのですが、最後に町長にこの件、十

分理解した上で質問させていただきます。

その前に、先ほど給食の質を落とさない工夫をしていただいているということで、今回第七次総合計画に対しまして、オーガニック給食の文言を入れていただいたことについて、町民からのパブリックコメント及び他の議員の一般質問を含め判断していただいたことにつきまして、町長にありがとうございましたという感謝の言葉を述べさせていただきたいと思います。呂楽町の子どもたちのために推進していただいた全ての皆さんが喜んでいると思います。

質問に戻させていただきます。以前、学校給食の無償化は国がやるべきで、国が行わなければ町として検討するとの以前町長の発言、私、一般質問のときにいただいております。国としての方針は近いうちに決まると思います。学校給食と余った予算は、少なくとも町の中学生、小学生のために使ってというお考えはありますでしょうか。

また、その第一として、完全給食無償化の考えはあるでしょうか。

また、限られた予算の中で減額ができれば、給食費の減額等、保護者負担等を軽減させるというようなお考えはありますでしょうか。町長、よろしく願いいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

現在、給食費に関しましては、本町では議員ご指摘のとおり、第2子以降、全額減免というふうにいたしております。本町といたしましても、給食費の無償化につきましては、子育て世帯の負担軽減という極めて重要な政策であるというふうに認識をしております。

そうした中、石破首相に続いて、また高市首相のほうも、基本的には公立小学校という範囲において、この給食費の無償化という方針を打ち出しておるわけですが、議員のご質問の学校給食として余った予算を小中学生のために使うとの考えがあるかということでございますが、学校給食費については、以前は特別会計でしたけれども、今は一般会計の中に組入れられておりますので、その中で今減免に使われている予算分をほかの小中学生のためにというところについては、一考する余地はあろうと思いますけれども、基本的には一般会計ですので、広く町民のために使われるというところには変わりはないのかなと思っています。

そうした中、現在、国のほうの給食費の無償化の制度設計が、方針は示されてはおりますけれども、具体的な部分が今示されておりません。これについては、今後、国の制度内容、また財源措置、こういったものが具体化される中で、町全体の財政状況をしっかり見極めながら判断していく必要があろうかと思っています。ただ、いずれにしましても郡内でも歩調を合わせていく必要もあろうかと思っていますので、呂楽町も他市町に遅れることがないような制度にしていきたいと、このように思っています。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 町長、ありがとうございます。確かに一般会計というところもありまして、今回、給食費の話題で話させていただきましたが、食品関係だけではなく、いろいろなものが今物価が高騰している中で、一般会計の中で優先すべき部分も多々出てくるかとは思いますが、また、その中でいろいろやりくりをするということも理解いたしました。

ただ、やはり子育てに、先ほど町長のおっしゃったとおり、他の地域とまた格差が出ないようにというところでは、お気遣いしていただけないかということをもう一度発言させていただきまして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問ですが、認知障害における徘徊行動の対策についてお聞きいたします。今回、認知障害から徘徊行動の対策についてお伺いすることにつきましては、年を重ねると様々な認知障害が発生するおそれがあります。代表的に多いリスクは、認知症があり徘徊行動を行ってしまう方もいますが、邑楽町について徘徊行動があった場合の安全対策、捜査体制についてお伺いします。

まず最初の質問になりますが、現在徘徊行動について相談が町役場に令和6年度1年間に何件の相談がありましたか。答えられる範囲と答えられない範囲もあると思いますので、答えられる範囲でお願いいたします。担当課長、よろしくをお願いします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

徘徊を含めた認知症に関する総合的な相談件数になりますが、令和6年度は55件でございます。その中には若年性認知症の相談も含まれております。また、GPSの貸与や二次元コードの見守りシールの交付につながった方もおりました。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。徘徊行動については、55件の中で危険性があるということでご相談があったというふうにお話で認識させていただきました。55件がまた次の年になって増えていくかどうかというのは、そこは分かりませんが、今、邑楽町におきましても3人に1人が65歳以上と聞いております。なかなかどんどんリスクが増えていく中で、55件の方が皆さん全て徘徊するということはないとは思いますが、その対策をしていることは分かりました。

次の質問なのですが、これも答えられる範疇でお願いしたいのですが、徘徊された場合、どのようところで発見されるというか、見つかるということが多くあるのでしょうか。担当課長、回答をよろしくをお願いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

発見場所は様々で、一言でどのような場所が多いとは言いきれませんが、何らかの思い出がある場所に向かう傾向はあるかと思えます。また、外出したものの帰り道が分からなくなってしまう、道路を歩いていたり、民家などの敷地内に座り込んでいたというケースもございました。今年の夏には、道に座り込んでいた高齢者を散歩中の方が保護し、自宅まで送っていったということもございました。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。いろいろな思い出の場所とか、私も以前東京方面に通勤していたときに、東武伊勢崎線の館林駅でお年寄りの方が駅から降りまして、駅員さんにここはどこでしょうと聞いていたのを私は耳にしたことがあります。いろいろな思い出のある場所とか、そういうところに、ふと思い出してしまっ行って行かれてしまい、また帰り道が、先ほどのように分からないという方も出てくるのかと思えます。

次の質問となりますが、認知障害の方が行方不明になり、役場としての調査方法、捜索方法などについて教えていただきたいのですが、先ほども町の方が発見していただくというか、気がついていただいて、たまたまそのうちとかが分かっていたのだと思うのですけれども、それで連れて帰るということができたと思うのですけれども、町としてはどういうふうな形でそういう相談とか連絡があったときに捜査体制を行っているかについて、担当課長にお聞きいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 答えいたします。

徘徊行動があった場合は、ご家族などから行方不明者のご連絡を受けた場合に、ご依頼がありましたら町内放送を行っております。それと、警察へも連絡を入れていただくよう伝えております。その後は警察と連携を取りながら、職員も手分けして捜索に当たっております。行方不明者が高齢で介護認定の出ている方であった場合は、介護事業所にも連絡し、担当のケアマネジャーさんにも話をつないでもらっております。また、休日等の閉庁時においても宿日直者がおりますので、福祉介護課職員への連絡体制は整えております。

それから、町では行方不明になる心配のある方がいるご家族などに対して、GPSの貸与や二次元コードの見守りシールを交付しております。対象者の早期発見及び安全確保と介護者等の負担を軽減し、対象者と介護者等ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう対策を行っているところでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。いろいろと連携しながらやっていただいていると

いうことは、今のお話で理解しました。

その中で、先ほどの話のところにもあったのですけれども、全国的な例で見ますと、先ほどの東武伊勢崎線でそういうケースを見たということなのですけれども、公共交通機関を使って遠いところに、こちらですと鉄道、東武線を使って遠方に行かれるというケースもあるかと思うのですけれども、公共交通機関との連帯についてどのようになっているかについて、担当課長にお伺いいたします。よろしくお願いします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 答えいたします。

公共交通機関への協力体制につきましては、全てができてはいるわけではございません。しかし、それぞれの企業で対策方法を持っており、行方不明者の捜索を行っております。鉄道に関しましては、行方不明者のご家族や警察から連絡があった場合は、沿線の全駅に一斉に連絡を入れているとこのことでした。また、町内の循環バスにつきましては、様子が気になる方がいた場合は、運転士の方が声をかけてくれて、町へ連絡を入れてくれるとこのことございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。特に交通機関を使って遠方に行かれると、なかなか発見が難しいというところで、呂楽町と警察、県警になると思うのですけれども、きちんとした体制を取りながら鉄道会社にも連絡して、ちょっと様子のおかしい方とかいらっしゃったらばお声がけをしていただけたらとか、そういうことをやっていたらということなので安心いたしました。

先ほどちょっとお話があったのですけれども、役場も動いていますし、警察署も動いているということなのですけれども、放送とかで徘徊された方を発見された場合、警察と町役場とどちらのほうに連絡したほうがよろしいのでしょうか。担当課長、よろしくお願いします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 答えいたします。

その場合、休日等の閉庁時ということもございます。その場合は宿日直者がおりますので、福祉介護課職員へ連絡体制を整えているところでございます。しかし、徘徊している方が町外の方や県外の方の場合は町に情報がございませんし、ご家族などが警察に捜索願を出しているという場合もございますので、警察へは必ず連絡を入れていただくようお願いしております。特に発見時に緊急性がある場合は、急いで救急や警察へ連絡をしていただくようにしております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。体制を整えるのと、やはり確かに課長のおっしゃるとおり町外の方とかもいらっしゃいますので、まずは警察に連絡するのが一番いいのかなと。その後、町に連絡していただければと思います。ありがとうございました。

次に、先ほどいろいろ二次元とかQRコードの話が出ていますが、身元確認でQRコードを希望した人に貸し出しているという先ほどのお話で、実際に今までで発見された方が、その際、QRコードを何か洋服とかバッグとか、そういうものに身につけていたというケースはございますでしょうか。担当課長、よろしく願います。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 答えいたします。

現在5件の登録がありますが、そのうち発見につながったケースは1件でございました。

この邑楽町認知症高齢者等見守りシール交付事業（どこシル伝言板）でございますが、今年度から館林市及び邑楽郡内の1市5町で実施しているもので、広域で対応しております。行方不明になる心配のある方がいらっしゃった場合は、ぜひ福祉介護課へご相談いただきたいと思っております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございました。

あと町のホームページを見てちょっと分からなかった点がありまして、そこをちょっとお聞きしたいのですが、先ほどからお話ししているGPS装置の貸出しについてですが、貸出し条件を教えてくださいというのは、これ有償で貸出しがされているのでしょうか。まず無償でされているのでしょうか。その他、借りるときの条件というのは何かございますでしょうか。回答のほど担当課長、よろしく願います。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 答えいたします。

対象につきましては、本町に住所を有し、介護保険法で定められた徘徊のおそれのある高齢者などを在宅で介護している方でございます。

また、費用でございますが、月額1,000円となります。ただし、申請者の住民税が非課税の場合は無料でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございました。

次に、町長にお伺いいたします。私、今回、認知障害という言葉を使わせていただいております。

認知症と、調べていくと何か若干違いがありまして、認知障害というのが大きな枠になって、その中に事故等とかで脳に障害を持ってしまって、一時的にそういう認知障害が出てしまって徘徊行動に移る方もいるということで、今回、高齢者の方中心で、主に認知症を中心に質問をさせていただきましたが、今後につきまして認知障害全体の徘徊を通して、邑楽町の安全対策をどのように進めていきたいかについて、町長にお聞きいたします。よろしくをお願いします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

令和7年3月末におきます町の高齢化率、いわゆる65歳以上の方の割合は約33%を少し超えているというところで、町民の3人に1人が65歳というようなところです。認知症であっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように環境整備、住民の認知症への理解促進も含んで、こういったところ重要でありますけれども、また議員がご指摘のとおり、認知症に限らず事故や病気で認知障害を負っている方もいらっしゃるということで、それらも含めた安全対策というのは必要であろうというふうに思っています。

徘徊行動につきましては、本人や家族にとって不安が伴うものでありまして、これはご家庭だけでなく地域全体でこれを支えていく体制づくりが必要であろうと思います。現在、町では地域包括ケアシステムの構築を推進し、関係各所と連携を取りながら安全対策を総合的に行っているところでございます。

さらに、先ほど担当課長が申し上げたとおり、今年度からは館林邑楽郡の広域で、徘徊等のおそれのある方に対して、早期発見が見込まれる二次元コードつきの見守りシールでありますどこシル伝言板という、こういったものも始めたところであります。

そのほか、地域の中で活動している民生委員、児童委員、邑助けネットワーク、てくてくパトロール、包括連携協定を結んでいる各企業の皆さんなどとともに連携した見守り活動を行っておりますし、行方不明発生時には警察や介護事業所など関係機関と迅速に情報を共有して捜索に当たっております。

現在、認知症予防対策を含め、町では高齢者の健康寿命を延伸するように様々な介護予防教室など、取組に力を入れているところでございます。これからも地域住民、関係機関と連携、協働して、誰もが地域で共に支え合い、自分らしく暮らせる町づくりを推進していく必要があらうかと思っております。

以上です。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 町長、ありがとうございます。邑楽町としても様々な対応や対策が取られているということをお聞きして安心いたしました。

私の一般質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○松島茂喜議長 暫時休憩いたします。

〔午前10時38分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前10時55分 再開〕

◇ 松 村 潤 議 員

○松島茂喜議長 14番、松村潤議員。

〔14番 松村 潤議員登壇〕

○14番 松村 潤議員 皆様、こんにちは。議席番号14番、松村潤です。傍聴席にお越しの皆様にはお忙しい中、またお寒い中、議場に足を運んでいただきまして本当にありがとうございます。そして、インターネットで御覧になっていただいている皆様にも感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、認知症施策の推進について質問いたします。日本の高齢化が急速に進む中、厚生労働省研究班の推計によれば、2025年、今年には高齢者の認知症の前段階のMCI、軽度認知障害になる人は564万3,000人、認知症になる人は471万人、さらに2040年には、MCI、軽度認知障害になる人は612万8,000人、認知症になる人は580万人で、2040年には高齢者の3人に1人が認知症になると推計されております。誰でも認知症になる、その可能性があるということであり

ます。

このような状況の中、認知症に関する初の法律となる共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和6年1月に施行されました。そこで、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の目的を本町としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

町では、認知症基本法の目的である認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを受けまして、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、地域住民への啓発と認知症に対する正しい理解の促進や、認知症サポーターの養成、認知症カフェなどの交流の場の整備等を行っております。これからも認知症になっても地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、情報発信、環境整備を行ってまいりたいと考えております。

また、認知症施策推進計画につきましては、来年度、第10期邑楽町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に併せて策定を行ってまいります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 認知症になっても安心して暮らせる、そういうことができるような情報発信、それからまた環境整備を行っていくということを答弁いただきました。

やはり共生社会の町づくりに向けた新たな政策が進展することが期待されているわけですが、高齢化が進む中で認知症への対応というものが大きな課題となっております。本町では、認知症と診断された方がどの程度いるのか。本町における認知症高齢者の人数と割合、令和4年度、令和5年度の推移についてお伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

介護認定調査の医師の意見書において、日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者というのが認知症の一つの目安となっております。日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態のことを言います。

本町における認知症高齢者自立度Ⅱ以上的人数と割合につきましては、各年度10月末のデータとなりますが、令和4年度は791人、介護認定者数1,416人のうち55.8%、令和5年度は837人、介護認定者数1,477人のうち56.6%、ちなみに令和6年度は886人、介護認定者数1,598人のうち55.4%でございます。なお、要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は、今回は含まれておりません。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 今の答弁によりますと、やはり認知症高齢者の人数、割合ともに増えていることがよく分かりました。

答弁にいただいた数値というものは、要介護認定上の数値ということで、介護サービスを受けていない認知症高齢者の方も一定数いるのではないかと考えております。実際答弁いただいた数値よりもさらに多くなるのではないかと考えておりますが、そこで認知症施策としてどのようなことを行っているのか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

主なものになりますが、初めに、認知症サポーター養成講座でございます。認知症に対する正しい理解と、認知症の人とその家族の応援者を養成するための講座を開催しております。今年度からは職員が地域の皆さんのところへ伺い学んでもらう、みんなの講座のメニューにも追加させていただきました。また、認知症サポーター養成講座受講済みの方を対象に、認知症について深く理解す

るためのステップアップ講座も実施しております。

次に、認知症カフェの開催でございます。認知症の人やその家族、地域の人、専門職など、誰もが気軽に参加できる集いの場でございます。また、認知症ライブラリーを福祉介護課の窓口前に設置したり、認知症予防教室や講演会の開催、認知症高齢者等見守りシール交付事業、認知症啓発シンボルカラーであるオレンジ色の花を育てて、認知症になっても暮らしやすい町をみんなで作ってほしいという想いを共有するオレンジガーデニングプロジェクト、さらに9月の認知症月間においては、展示や広報誌でも特集を行っております。そのほか、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームをつつじメンタルホスピタルに配置しております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 今、様々な取組について行っているということでありますけれども、一例として挙げていただきました認知症サポーター養成講座ですけれども、本町においてもこれまでに認知症サポーターの養成講座が開催され、多くの町民の方が受講されていると思っておりますが、認知症サポーターの養成講座を受講した方の人数と年代についてお伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

今年度10月末までの人数になりますが、1,572人でございます。内訳は、男性が536人、女性が1,036人です。年代構成は、10代が594人、20代が21人、30代が65人、40代が104人、50代が192人、60代が339人、70代以上が257人でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。全体では認知症サポーター養成講座は1,572人ということで、積極的にサポーターの養成を行っていることが分かりました。

この成果をさらに展開ということで伺いたいのですけれども、これは認知症は誰もがなり得ることについて人々が自分事として身近な問題として捉えることが重要であると思っております。

そこで、行政が軸となって学校や地域の事業所、団体等と連携して認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組を強化すべきではないかと私は考えておりまして、認知症サポーターの養成講座のさらなる展開についてお伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり認知症に関する知識や理解を深める活動は、学校や地域の中でさらに取

り組むべきことであると認識しております。

そこで、先ほども申し上げましたが、今年度から認知症サポーター養成講座を職員が地域の皆さんのところへ伺い学んでもらう、みんなの講座のメニューに追加いたしました。広報おうら9月号の認知症特集の中でも紹介させていただいたところ、実際に申込みをいただいております。今後も広報誌やSNSなどを活用し、広く周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。先ほどの答弁の中に、認知症サポーターの方が累計で1,572人誕生したということですが、この認知症サポーターの方々の活動が地域にどのように根づいているのか、活躍の場ですけれども、その成果について具体的な事例があれば教えていただければありがたいと思います。お願いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

認知症サポーターは、認知症サポーター養成講座を受講することで、誰もがなれる認知症の人や家族を温かく見守る応援者でございます。認知症サポーターは、何か特別なことをする人ではなく、講座で得た正しい知識に基づいて、地域や職場でできる限り支援や応援をする人でございます。講座で学んだ知識を家族や友人に伝えたり、認知症の人や家族の気持ちに寄り添うだけでも重要な支援になります。近所に気になる人がいれば、さりげなく見守る、認知症になっても友人付き合いを続けていく、認知症の人と暮らす家族の話し相手になることも、認知症の基本を学んだサポーターだからできることの活動でございます。よって、地域や職場など日常生活の場が認知症サポーターの活躍の場となっております。具体的な成果といたしましては、認知症カフェの運営にご協力をいただいているところなどがございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 今、認知症サポーターの方が認知症カフェの運営に協力をいただいているということのお話がありました。この認知症カフェは、皆さんご承知のとおり、認知症の方やその家族の方が気楽に立ち寄れる場であるということでありまして、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いに理解し合う場、相談場所でもあるのが認知症カフェであります。今や全国で6,000か所近くあるそうでありますけれども、本町におけるこれまでの認知症カフェの成果と課題についてお尋ねいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

邑楽町の認知症カフェは、コロナ禍のときに2か所から1か所に至ってしまいましたが、今年度からオレンジカフェと虹いろカフェの2か所で開催しております。そのため、昨年度までは2か月に1回の開催でしたが、今年度から各月交互で開催することができ、1か月に1回、認知症カフェが実施される状況となっております。また、開催場所もオレンジカフェは中央公民館、虹いろカフェは高島公民館となっており、これまで距離が遠くて参加しにくかった方も参加しやすくなりました。

今後の課題でございますが、認知症カフェのない地域への認知症カフェの設置や、若い世代の方など地域の中で様々な世代の方が参加しやすい工夫を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。成果と課題につきまして答弁いただきましたが、課題としては、若い世代の方の参加しやすい工夫が必要であるとありましたけれども、私も同じような考えでおりますけれども、若い世代に認知症サポーター養成講座を受講していただくということが必要ではないかと、こういうふうに思っているわけですが、町内の小中学生に対しての認知症サポーターの養成講座というものは行っているのでしょうか。もしくは体験学習といったものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

例年、福祉介護課のほうで管内校長会や人権教育主任会などで、小中学生向けの認知症サポーター養成講座があることを周知をして、希望があった小中学校では地域包括ケア推進系の協力の下で講座を実施しております。また、これまでも認知症になっても暮らしやすい町をみんなで作っていくオレンジガーデニングプロジェクトや、中央公民館で小学生を対象とした連続講座の福祉体験において、認知症の人やその家族、地域の人、誰もが参加できる集いの場であるオレンジカフェという認知症カフェの体験も実施しております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。認知症の方が安心して暮らせる環境をつくっていくことでは、やはり教育という部分で小中学校でのサポーター養成講座の実施は大きな意義があるのかなと思っております。

そこで、教育長に、小中学校での認知症教育のさらなる充実についてお尋ねいたしますが、認知症基本法第14条には、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めること

ができるよう、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開、その他の必要な施策を講ずるものとする定められております。これによりまして、認知症と認知症の人に関する正しい理解を深めるための学校教育及び社会教育等が求められております。

先ほどの担当課長の答弁では、町内小中学校における認知症に関する講座、授業が行われているということですが、さらに認知症教育の充実について、教育長のお考えをお伺いいたします。

○松島茂喜議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

町内には、総合的な学習の時間に講師を招いて認知症サポーター養成講座を実施している学校もございます。人格形成の重要な時期である小中学校時代に認知症について学び、理解を深めることは大変重要なことと考えております。引き続き児童生徒の認知症への理解や関心を深める機会が充実しますよう各校に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 そうですね。教育長の答弁の中にありましたけれども、小中学校時代に認知症について学び、体験学習で交流することは大事なことだと思っておりますが、そういったところから優しい心だとか、あるいは寄り添う心だとか、芽生えてくるのではないかと思っていますので、各校に呼びかけていくというご答弁でありましたので、ぜひ呼びかけていただいて、ご期待をしていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

次の質問に移ります。新しい認知症観の普及、啓発についてですが、本年1月、認知症基本計画が閣議決定いたしました。この基本計画のポイントは、共生社会の実現を目指す上で、新しい認知症観を打ち出している点であります。新しい認知症観では、認知症になってもできることがある、希望を持って自分らしく暮らし続けられるという考え方が示されております。

そこで、認知症基本計画に示された新しい認知症観の普及、啓発についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

新しい認知症観の普及、啓発につきましては、今年度、館林市、邑楽郡の1市5町で共同作成している認知症ガイドブックの内容を、9月の認知症月間に合わせて刷新し、新しい認知症観のページを追加したところがございます。また、9月の認知症月間の展示におきましても、新しい認知症観のパネルを作成し、展示を行いました。今後も新しい認知症観について、認知症の正しい理解が

広がるように情報を発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 新しい認知症観について、正しい理解ができるよう情報発信をしたいとご答弁いただきました。

それでは、認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及についてお尋ねいたします。認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民の方が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動、心理状態の発生を抑制することは重要だと考えております。そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていることを、見る、話す、触れる、立つの4つの柱で、相手が理解できるよう届けるケア技法であるユマニチュードが今注目されております。

ここで資料を提示いたします。これが注目の認知症ケア、ユマニチュードの4つの柱ということでありまして、この4つの基本のイラストですが、まず見るということでは、水平に見る、それから正面から見る、近くから見るということでありまして、話すということとは、優しく穏やかに話しかけるということでありまして、それから、触れるということとは、ゆっくり優しく触れるということでありまして、それから、立つということでは、1日20分立つ時間をつくっていくということでありまして。

このような4つの技法があるということでありまして、この4つの基本を行ってどうなったかということでありまして、介護の現場は一生懸命ケアしても、相手から拒絶されたり暴言を受けたりすることがあるそうでありまして。実際、口腔ケアを嫌がり、声を荒げている男性に対して、看護師がユマニチュードを実践したところ、その男性が抵抗せず、口を大きく開けて口腔ケアを受けたなどと実例もあるそうです。

そこで、認知症の人の行動、心理状態の発生を抑制し、認知症の人と家族とが尊厳ある暮らしを守るためにユマニチュードの普及についてどのように考えているか、町の見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、ユマニチュードは人間らしさを尊重することを理念としており、認知症のケア技法として注目されております。邑楽町では、毎年、介護予防サポーター、認知症サポーター養成講座の中で、講師の方からユマニチュードの紹介をいただいております。実際に講師のところでは、訪問看護やリハビリ事業で、その考え方を取り入れていると伺っております。

ユマニチュードの人間らしさを尊重するという考え方は、認知症基本法の新しい認知症観に合ったものだと考えております。認知症になると何もできなくなる。認知症になったら施設に入らなくてはならないといったイメージや偏見がまだまだ根強くございます。認知症になっても本人が本人

であることに変わりはない。認知症になっても周りの手助けがあれば住み慣れた地域で暮らしていけるといった新しい認知症観を本人、家族、地域の中に周知していくことが必要だと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。やはり新しい認知症観、ユマニチュードで示されていることは、4つの技法は、認知症の方との接し方として大切な関わりだと思っております。

ここで町長にお尋ねいたしますが、九州の福岡市では2016年度に家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたこのユマニチュードの実証実験を実施されました。その結果、暴言や徘徊などの状況が軽減したということであります。そして、介護者の負担も低下するといった効果が見られたことから、2018年度に福岡市は、まちぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開してきたということであります。対象は、家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市の職員や救急隊員など多岐にわたります。2024年4月から福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置されております。

呂楽町においても認知症の方の家族を笑顔にするケア技法、ユマニチュードを広く町民に普及することで、誰が認知症障害になったとしても地域で安心して暮らせる共生社会をつくることができると思っていますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

認知症のコミュニケーションケア技法でありますユマニチュードにつきましては、フランス生まれの認知症の全人的なケア技法で、ケアを受ける人へ、あなたは大切な存在であるということ、そこに資料提示していただいております4つの柱を通して伝えることを根幹としているということでございます。

そして、その効果は、先ほど議員からご紹介があったとおり、認知症の方の暴言や徘徊行動、心理症状の軽減、介護者の負担感の低下、そして口腔ケアの受入れの促進など、相手を尊重し信頼関係を築くことで、ケアを受ける人、行う人の双方にポジティブに変化をもたらすものだと、このように認識しております。

呂楽町につきましても、現在、先ほど担当課長が答弁したとおり、介護サポーター及び認知症サポーター養成講座の中で、講師からユマニチュードの紹介をいただいているところでございますけれども、今後もこうした講座、研修会でユマニチュードの技法や考え方をまずは普及、啓発していくことが大切なことであろうというふうに認識しております。

今後は、このユマニチュードの導入に取り組んでいる先進自治体、まだまだ少ないと思えますけ

れども、これらの事例を参考にしまして、本町の実情に合わせた導入の手法を研究するとともに、地域包括支援センターや介護事業所等と連携をしまして、地域全体でユマニチュードの考え方を共有していく必要があると、このように思っております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。このユマニチュードの考え方は、認知の方だけでなく、社会にとっても大切な考え方だと思っておりますので、ぜひ周知、啓発をしていただくようよろしくお願いしたいと思います。要望して、次の質問に移ります。

次に、認知症高齢者のSOS見守りネットワークの現状についてですが、先ほど新村議員のほうから徘徊行為について質問がありましたけれども、重なる部分があると思いますが、しっかり答弁をお願いしたいと思います。

認知症の方の中には、1人で外出して行方不明になってしまう方がおられます。警察庁生活安全局人身安全・少年課が発表した令和6年の認知症に係る行方不明者数は1万8,000人余りであり、依然として高い水準で推移しているということでもあります。認知症高齢者が占める行方不明届の割合は年々増加傾向にあるということでもあります。この認知症高齢者の徘徊等の緊急時に早期発見につながる見守りSOSネットワークがありますが、現状はどうなっているか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 答えいたします。

高齢者のSOS見守りネットワークでございますが、現在本町は行っておりません。このネットワークにつきましては、町だけではなく大泉警察署の協力が必要不可欠となります。現在町で行っている見守りの現状につきましては、民生委員、児童委員の皆さんや地域包括支援センター職員による訪問、相談、見守り配食サービス、邑助けネットワークの皆さんによる消費者安全確保地域協議会の活動を兼ねた見守り、てくてくパトロール、包括連携協定を結んでいる企業による見守り、認知症高齢者等見守りシール事業（どこシル伝言板）などでございます。今後も地域の皆様にご協力をいただきながら、高齢者にとって安全安心な町を目指してまいります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 見守りネットワークは行ってないけれども、認知症高齢者等見守りシール事業を始めた。様々な団体から協力をいただきながら進められているということでもあります。

これまでに邑楽町では行方不明の捜索願が出た方というのは何人ぐらい年間いらっしゃいますか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

警察へ出された捜索願ということの件数でございますが、町では把握しておりません。町では、ご家族からの連絡を受け、迷い人として町内放送などを行うことがございます。件数につきましては、年に1、2回程度でございます。また、警察に届出をした場合は、警察からお知らせメールが届いたりもしております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 先ほど新村議員の質問の中で、徘徊の件数が年に1回か2回程度だというふうなご答弁があったと思えますけれども、私は特にひとり暮らしの方の場合のことを考えますと、行方不明になったことに気づくのが遅れて通報が遅れるケースもありますが、そのような場合はどのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

日頃から見守り活動を行っている関係機関と連携を図ります。また、地域のコミュニティーの中での見守り強化が大変重要であると考えております。実際にご近所の方や新聞配達の方から情報提供をいただくこともございます。

町といたしましても、その際は2人一組となって訪問や捜索を行っております。予防策の一つとして認知症等高齢者見守りシール事業がございます。ご家族以外にもケアマネジャーさんからの申請や交付も可能でございますので、今後、多くの人に広く周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 本町では様々な手を尽くしていただいていることが分かりました。行方不明になった際に、早期発見できる取組は重要だと思っております。

それから、認知症のある方が外出した際、事故に遭われたり、また他人のものに損害を与えたりすることを家族が心配されて、その認知症のある方の行動範囲が狭くなって、さらに認知症が進行する可能性があると言われております。ですので、認知症のある方が安心して外出できる環境づくりが求められていると私は考えておまして、全国的にはそのような認知症の方による事故等で家族等に多額の損害賠償責任が発生している事例も起きております。

このような認知症の方の機能低下に起因するトラブルや事故から当事者や家族を守るという観点から、行政として何らかの対策が必要かと考えておりますが、このことにつきまして町の認識をお伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

認知症高齢者等へ損害賠償責任保険の保険料を助成したりする市町村は、助成の段階として、徘徊者対策、見守りネットワークの構築や緊急連絡網の整備などを行っており、見守りネットワーク登録者に限り助成を行うなど、まずは徘徊をさせない、次に徘徊してもセーフティーネットが機能するなどの仕組みを設けております。もし町で導入するのであれば、GPSが貸与されている方、かつ認知症等高齢者見守りシール事業に登録のある方など、条件を検討していく必要があると考えます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。繰り返しになりますが、これから認知症の方が増加していく、そういう中であって、自治体では認知症が起因して予期せぬ事故が起きてしまった場合の損害賠償責任保険制度を導入する自治体が増えてきております。

先進自治体として、県内では伊勢崎市があります。対象は、1つは認知症高齢者等見守りサービスに登録している人、GPS機器を貸与されている人、2つ目が認知症高齢者等見守り事前登録制度に登録している人ということです。費用、保険料は市が全額負担しております。

この制度は、認知症などにより行方不明になる可能性がある方の情報を事前に行政のほうに登録し、認知症の方が行方不明になった場合に適切な搜索活動、早期発見につながる有効な制度と考えておりますが、本町では徘徊高齢者等事前登録制度というものがありますか。あれば登録状況についてお伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

現在、本町に徘徊高齢者等事前登録制度はございません。伊勢崎市の認知症高齢者等見守りサービスの類似事業といたしましては、町ではGPSの貸与、認知症高齢者等見守りシール交付事業を行っております。認知症高齢者等見守りシール交付事業につきましては、令和7年度から開始し、現在は5名の登録がございます。実際このシステムを利用して、行方不明者が1名発見されたということもございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。事前登録制度はないけれども、今年度から認知症高齢者等見守りシール交付事業が始まったということですが、この見守りシール交付事業に登録

録のある方などに個人賠償責任保険に加入すること、認知症高齢者による事故等に対する家族の不安の軽減になるのではないかと私は思っております。さらに、認知症高齢者見守りシール交付事業の普及にもつながるのではないかと考えております。

また、さきの認知症高齢者が関わる事故の裁判判決では、法定監督義務者がいない状況で認知症高齢者が加害事故を起こした場合、被害者は救済されないという問題が残ることも明らかになっております。これから高齢者だけの世帯が増加してきます。また、身寄りのないひとり暮らしの高齢者の法定監督義務者がいないケースの増加も予想されます。保険に加入することによって被害者の救済につながるものと考えますが、町として個人賠償責任保険事業に取り組むお考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

認知症高齢者等に対する保険は個人で入れる保険もございますので、既に参加している方との整合性も必要となるかと思えます。認知症高齢者やご家族への支援策として、町が民間会社の損害賠償保険に加入することにつきましては、現在の支援体制や整備内容を確認しながら、さらに調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。損害賠償責任保険に加入することについては、さらに調査研究するということですが、私は2年前、同じ質問をしまして、金子担当課長のほうから同じような答弁でありました。認知症高齢者等個人賠償責任保険事業は、認知症の方々を支える家族の不安を少しでも軽減していく、また被害を受けた方を守っていく、そういう事業であります。賠償責任保険、個人で用意するものであるということを決めないでいただいて、行政として認知症の方とその家族を社会で支えるべく、個人賠償責任保険事業の導入を今後検討して実現をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。これは町長にご答弁をお願いいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

本町は既に3人に1人が65歳以上の高齢者ということで、認知症のリスクが高まっているものと思っております。認知症の方が関わる事故等によって、被害者の方への賠償、それから当事者が多額の賠償責任を負う事態が発生する可能性は認識しておりまして、議員ご指摘のような支援の重要性は十分理解しております。

しかしながら、担当課長が申し上げたような、今後も制度設計の在り方、そして財源の確保、他

の疾病との公平性の担保など課題を有しておりまして、これらを整理する必要があるかと思っております。まだまだ導入している自治体も少数であり、県内でも伊勢崎市が昨年度の途中から始めたというようなこともありまして、先進的な取組を行っている自治体の導入状況、事業内容、実績等の情報収集を今後も図っていく必要はあろうと思っております。認知症高齢者やご家族への支援策として民間会社の損害賠償保険に加入することにつきましては、慎重に調査研究を進めていきたいというふうに思っております。

ただし、呂楽町につきましては、先ほど来、担当課長が申し上げておりますとおり、今後も認知症サポーターの養成であるとか、学校教育現場での認知の拡充、こういったものを含めまして、社会全体で認知症を抱えたご家族を支えていく体制づくりは進めていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。町長の答弁も2年前の答弁と似たり寄ったりなのですけれども、2年前の答弁で町長は、経済的支援が必要だということであれば、やはり検討は十二分にしていかなければないと、こんなような答弁をいただきましたけれども、それを一步前に進めていただきたいと思っているわけです。

これから認知症高齢者は増えていくばかりであります。認知症高齢者が人に危害を加えたとか、何か物を壊したとか、十分あり得ることありますので、そこが心配されているわけですが、ぜひ本町においても前向きな取組を進めていただけるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○松島茂喜議長 暫時休憩いたします。

〔午前11時48分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

◇ 神 山 均 議 員

○松島茂喜議長 5番、神山均議員。

〔5番 神山 均議員登壇〕

○5番 神山 均議員 お世話になります。議席番号5番、神山均です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、教育・子育て支援についてお伺いをいたします。まず、小中学校のリユース制度について、学校教育課長にお伺いをいたします。小中学校では、ランドセル、制服、体操着などのリユース

制度を始めているとのことですが、始めたきっかけやその内容、周知方法をご説明ください。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

リユース制度は、学用品の購入が困難なご家庭に無償で譲って使っていただく助け合いの制度です。本町では令和5年10月から始まりました。以前より、急な転入や生活困窮等の理由で制服や体操着が購入できないご家庭から譲ってほしいなどの問合せが度々あったのが始まった理由となります。現在の周知方法は、保護者への負担軽減のためメールのみの周知となっております。対応につきましては、今後も状況を見ながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。そのほかの周知方法についても検討していただければと、そんなふうに思います。

それでは、また学校教育課長にお伺いしますが、リユース制度を利用したい方とは、その後どのような対応をしていますか。一連の流れなども説明してください。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

寄附をしたい方につきましては、保護者URLから寄附できる学用品を選択してもらい、1年間自宅で保管してもらいます。寄附を受けたい方は、学校教育課へ電話または来庁して、譲ってほしい学用品を申請します。寄附される品と寄附してほしい品がマッチングした際に、学校教育課を通して学用品のやり取りを行っています。譲ってもらった保護者には、インターネットを使用した個人売買などで転売しないことを誓約してお渡ししております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは、再度、学校教育課長にお伺いしますが、小学校、中学校別のランドセル、制服、体操着ごとのリユースの状況を説明してください。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

まず、寄附を申し出た人数は、小学校はランドセルが3人、体操着が8人、中学校はランドセルが1人、体操着が7人、男子の制服が2人、女子の制服が3人となります。

次に、寄附を受け取った人数ですが、小学校はランドセルが2人、体操着が5人、中学校は体操着が5人、男子の制服が1人、女子の制服が5人となります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。

それでは、引き続き学校教育課長にお伺いしますが、この制度を運用する中で課題や改善点などがありますか。ランドセル、制服、体操着のほか、リユースの希望はないのでしょうか。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

寄附をすご家庭から寄附品を役場で預かってほしいと度々要望がありますが、役場で保管庫を設置すると、ご家庭で要らないもの全てが集まってしまい、收拾がつかなくなってしまうので、ご家庭で1年間保管していただき、マッチングしない場合は処分していただいても構わないというスタンスを今後も続けていきたいと考えております。また、現在のところ、ランドセル、制服、体操着のほかにリユースの希望はありません。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございます。確かに一定の決まりというのは必要だというふうに思います。学校教育課に限らず、生涯学習課関係でも、そのほかでも検討してみてもどうでしょうか。スポーツ用具なども取り入れてもいいかもしれません。

それでは、次に移りまして、小学校や中学校の修学旅行についてお伺いをいたします。一部報道では、修学旅行の宿泊費等の経費が上昇しているので、行き先を変更したり、オフシーズンに行くなどの対応をしているとのことです。

また学校教育課長にお伺いしますが、令和7年度の小学校、中学校別の修学旅行の経費など内容についてお伺いいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

内容については、宿泊を伴う修学旅行についてになります。まず、児童生徒1人当たりの経費ですが、小学校は最高が約3万4,000円、最低が約2万1,000円、平均が約2万7,000円です。中学校は最高、最低、平均とも7万5,000円です。

次に、旅行先、時期、日数ですが、小学校は旅行先は東京、横浜、鎌倉など、時期は10月から11月の間で、日数は1泊2日です。中学校ですが、旅行先は奈良、京都など、時期は9月で、日数は2

泊3日です。

最後に、児童生徒の参加率ですが、小学校は平均99%、中学校は平均97%です。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございます。中学校は2泊3日で7万5,000円というようなことのようにございます。

それでは、町長のほうにお伺いいたします。昨今の物価高騰、宿泊費の値上げなど厳しい環境下において、来年度もこれまでと同程度の修学旅行ができるかどうか心配でもあります。令和8年度の修学旅行費を町が一部助成するなどの負担軽減策を考えていただきたいと思いますが。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

昨今の物価高騰によりまして、修学旅行に係る宿泊費、また交通費などの経費が上昇している点につきましては、町としても気がかりだというふうに受け止めております。保護者の皆様の負担感がこれ以上に大きくなっていることにつきましても、学校教育委員会を通じまして状況のほうについては理解をしております。

修学旅行は生徒にとって貴重な体験の場であって、学びや成長に大きく寄与する大切な活動でありますから、できる限り内容、質等を落とさずにこれまでと同程度のもので維持されることが望ましいと、このように考えております。

一方で、現在町につきましては、この助成制度ですけれども、経済的な理由によって就学が困難なご家庭につきましては、就学援助制度として、学用品や修学旅行費の一部などを助成する制度を設けてございますけれども、全体の生徒に直接的な助成制度は設けておりません。

そうした中、新たな支援策を講じる場合には、財源の確保、他の施策とのバランス、全体の公平性の確保など、こういった点を丁寧に検討する必要もございます。ただ、保護者の皆様の負担を少しでも和らげたいというご提案の趣旨は十分ご理解できますので、今後も近隣自治体の状況、これらを踏まえて教育委員会ともよく協議しながら、どのような形が望ましいか、幅広く検討はしてまいります。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございます。昨今の物価高騰に伴う子育て世帯支援などとして重点支援地方交付金、またそのほかの支援制度などについて該当するものがないのでしょうかというふうに思いますので、検討していただければと、そんなふうに思います。

それでは、学校規模適正化、適正配置等について伺う前に、長柄幼稚園と中野幼稚園の統合につ

いて、副町長にお伺いをいたします。長柄幼稚園と中野幼稚園が令和9年度より長柄幼稚園に統合され、幼稚園型認定こども園として運営される予定とありますが、統合に当たり、令和8年度、令和9年度の施設整備計画について説明をお願いいたします。

○松島茂喜議長 関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長 お答えいたします。

長柄幼稚園と中野幼稚園につきまして、令和9年度に2つの幼稚園を統合し、長柄幼稚園の施設において3歳以上児を対象に幼稚園型の認定こども園にするという計画と現在なっております。現在幼稚園には3歳未満児用の設備はございませんので、3歳未満の子どもを預かる場合には、未満児に必要な乳児室、調理室、手洗い場、トイレなどを整備する必要があります。

予算としては、令和8年度にそれらの設備を整備するための増築の設計業務、令和9年度に施設整備の予算を上程し、事業を行いたいと考えております。施設整備後、令和10年度から3歳未満児の預かりを開始する予定でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。ただ、統合について、中野幼稚園区域の地域の皆さんというのは、そのことについてご存じなのかなというふうな、そんな心配もがございます。

それでは、次に移りますが、学校規模適正化、適正配置等についてお伺いいたします。今後少子化がさらに進むことが予想される中、学校の小規模化に伴う教育的デメリットの顕在化が懸念されています。集団の中で切磋琢磨しながら学習したり、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望まれます。学校教育法施行規則第41条には、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により、特別の事情のあるときはその限りではないというふうなことが記載されております。

教育長にお伺いいたします。令和7年度学年別児童生徒数一覧表によりますと、町内の4小学校の学級数は3小学校では各学年2学級編制、1小学校ではほぼ1学級という状況ですが、学校規模適正化などの観点から、この現状をどのように認識をされておりますか。

○松島茂喜議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

学校教育法施行規則に照らして、小学校3校の学校規模は標準を満たしていると言えます。しかし、小学校1校はほぼ全ての学年で1学級ですので、確かに標準を満たしているとは言えません。小規模の学校になりますと、確かにクラス替えができず、人間関係が固定化しやすいというデメリットはあります。しかし、少人数の中、児童一人一人の活躍の場や機会が増えたり、教師の指導が

しやすくなったりするといったメリットもあると考えます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。

再度、教育長にお伺いいたしますが、先ほどからおっしゃっていた部分もありますが、1学年1学級についてはメリットも確かにあると思います。ただ、小学校6年間を考えた場合、学習面、生活面におけるデメリットというのが懸念されます。学校内でのほかの学年との交流はもちろんですが、町内の同学年児童と交流する時間を新たにつくったらどうかというふうに思います。どちらかの学校で一緒に授業を受けるとか、例えば運動会、修学旅行、林間学校などを合同で行うというような考え方もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○松島茂喜議長 小林教育長。

[小林淳一教育長登壇]

○小林淳一教育長 お答えいたします。

学校行事等を合同で行うならば、狙い、教育課程等のすり合わせを双方の学校で行う必要があります。そして、合同で行うほうが狙いを一層効果的に達成できると判断できる場合には行ってもよいと考えます。教科の学習におきましては、これまでも国語科や英語科の授業で、町内の2つの小学校の教室をオンラインでつないで交流学习等も行ってきております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。言うまでもなく学校規模適正化の検討というのは、児童生徒の教育条件をよりよくする目的で行うべきものでございます。また、統合再編が困難な地理的特性や地域コミュニティの核としての学校の重要性への配慮も必要であるというふうに考えております。また、近隣自治体では、学校規模維持の目的に小中学校通学区域の再編計画が進められているというようなことが新聞報道にもございました。

教育長に再度お伺いいたします。今後の町内小中学校の再編等に関する取組についてのご見解をお聞かせください。

○松島茂喜議長 小林教育長。

[小林淳一教育長登壇]

○小林淳一教育長 お答えいたします。

今後の児童生徒数の動向を踏まえますとともに、学校規模も含めましたよりよい教育環境の在り方につきまして、地域の皆様や保護者の皆様と一緒に考えていきたいと考えております。その中で、必要となればアンケートを実施したり、審議会を設置したりしていくことも考えてまいります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。

それでは、町長のほうにお伺いいたします。今後の小中学校の再編等についてのご見解をお聞かせください。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

本町の小中学校の再編等につきましては、少子化の進行によりまして今後の学校規模の在り方をどのように考えていくかという大変重要な課題であるというふうに受けております。学校は、児童生徒が学び成長する場であると同時に、地域のコミュニティーにとっても大切な拠点であります。再編等については、教育的な視点のみならず、地域への影響、通学の安全面、また保護者の皆様のご意向など、多面的な観点から慎重に検討すべき課題であるというふうに認識しております。

現状では、小中学校の再編を具体的に進める計画はありませんけれども、今後の児童生徒数の推移、また各学校の教育環境の状況等を踏まえますと、近い将来、議論が必要になってくる可能性は当然あるというふうに認識しております。今後も教育委員会とも連携しながら、他市町村の取組や、国県の動向も注視しつつ、町としてどのような方向性が望ましいか、丁寧に検討していきたいと、このように考えております。また、地域や保護者の皆様のご意見をしっかり伺いながらも、十分な理解を得た上で進めることが大切だと、このように認識しております。

いずれにいたしましても、児童生徒のよりよい教育環境の確保を最優先に、町として責任を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございます。小中学校の再編等については、先ほど町長のほうが申されましたけれども、教育的な視点のみならず地域への影響や通学の安全面、さらに地域や保護者の皆様のご意見をしっかり伺いながら、十分な理解を得た上で進めることが何よりも大切であるというようなこと、私も同じような考えでございます。ありがとうございます。

それでは、大きな2番としまして、地域福祉についてお伺いいたします。地域福祉の現状と課題についてです。地域福祉とは、それぞれの地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考えとも言われています。この地域福祉推進の中核的な役割を担っているのが、行政とともに社会福祉協議会ではないでしょうか。社会福祉協議会と行政は協働関係として位置づけられ、両者は独立した組織ですが、地域福祉を推進するという共通の目的のために密接に連携する必要があるかと思います。

また、社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて設立されている非営利法人であり、住民からの

会費を基本に、補助金や助成金、共同募金とか寄附金のほか、介護保険などの事業収入などによって運営されています。一方、公共性が高く、安定的な事業運営が求められています。

そこで、福祉介護課長にお伺いをいたします。町社会福祉協議会の現状や課題をどのように認識されておりますか。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

近年は少子高齢化や核家族化、高齢世帯の増加、価値観の多様化など、地域生活課題が複雑化、多様化しており、社会福祉協議会を取り巻く環境もとても変化しております。よって、住民のニーズに即した様々な支援体制の構築が必要となってきていると思います。

また、現在人手も不足しておりまして、職員は事業を兼務で行っております。職員の年齢層も偏っており、特に若い世代の職員が少ない状況でございます。専門的な知識を持つ介護職員についても、新しい職員がなかなか入ってこない状況でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。

それでは、今ご回答いただいた現状や課題に対する対応をどのように考えておりますか。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

人手不足という点では、共同募金や施設訪問などに町の職員を動員して対応しております。社会福祉協議会の職員と町職員で一緒に取り組んでおります。地域生活課題が複雑化、多様化している中、課題を洗い出しまして、共有して解決に向けて今後も社会福祉協議会と密接に連携しながら、住民誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。社会福祉協議会は、財政的にも厳しいというふうには思っておりますが、マンパワーを必要としている職場ですので、もっと人材が必要なのだということも、先ほど課長がおっしゃってございました。地域福祉を推進するためには、社会福祉協議会と行政が密接に連携する必要がありますので、社会福祉協議会の事業内容というのを把握するために、町職員派遣の検討というのも選択肢の1つなのかなというふうには思います。実情を知る、現場を知る大切なことかなと、そんなふうには考えております。どうもありがとうございました。

それでは、次に大きな3番でございますが、ヤード等の規制についてお伺いをいたします。ヤード等の規制の現状及び動向についてでございますが、全国の金属スクラップヤード等の約4割を占めると言われる千葉県の規制強化が進められており、一部の不安要素のある業者の周辺の県への流出につながるおそれもあると。警戒を強める近隣の県では、規制強化に追随する動きが出ております。

また、自動車の解体や保管を行う事業者に対して届出を義務づける等の規制を行い、自動車の盗難の防止、または自動車の部品の油等による汚染の防止を図ることを目的とするヤード条例がありますが、条例における規制の対象は、ヤードにおける自動車の解体や保管とされています。

この10月より、群馬県警による群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例が施行されました。群馬県は、県議会「ヤード」対策等に関する特別委員会において、再生資源物の屋外保管事業場に対する有効な規制を検討しています。今後の議論を踏まえ、来年の県議会第1回定例会で条例案を提出する予定、また国の動きとしては、環境省における廃棄物処理制度小委員会において、今後の廃棄物処理制度の検討に向けた中間取りまとめが示されたと。そのことを先般の定例会で担当課長より説明がありました。

建設環境課長にお伺いいたします。その後の国や県のヤード等の規制等に関する動向などについてご説明ください。

○松島茂喜議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えします。

群馬県は、10月6日に開かれた県議会「ヤード」対策等に関する第3回特別委員会において、再生資源物の屋外保管事業場に対する有効な規則、素案を示しました。素案によると、生活環境の保全及び県民生活の安全安心の継続的な確保を目的に、再生資源物である金属またはプラスチックの保管を取引を目的として、屋外で重機を用いて行う事業者としております。

規制手法とすると、新規事業者には許可制、既存の事業者においても経過措置を設けて規制を行っていく方向でございます。今後も細かい内容等について検討を行い、令和8年第1回定例会において条例案の提出を行う予定でございます。

また、国の動きとしますと、10月に環境省における廃棄物処理制度小委員会において、今後の廃棄物処理制度の在り方について骨子案が示され、不適正ヤード問題において制度的措置が必要とし、適正な処理を確保するための全国で統一的な制度の創設が必要、金属スクラップや雑品スクラップなど対象物品を精査し、包括的に制度の網をかけられるよう定義づけを行う。生活環境保全上の配慮がなされていること等が確認できない事業者の新規参入を禁止するほか、不適正な処理が確認された場合の取消し等、実効的に抑止するための措置を講ずるべきなど、見直しの方向性が検討されております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。

それでは、建設環境課長に再度お伺いいたしますが、群馬県警が10月より条例施行しましたが、施行前と施行後では何らかの規制効果が見られましたか。

○松島茂喜議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えします。

群馬県警における自動車ヤード規制条例が10月より施行されており、条例が施行されたことを周知するポスターやチラシ、ともに日本語、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語で作成などを大泉警察署管内の役場へも群馬県警本部より情報提供されております。大泉警察署管内においても、ヤードの実態把握に現在努めているほか、立入検査を実施し、適正な指導監督を行っておるところでございます。10月以降において、町への相談や事前協議等を行われていない状況でございます。今後も町として大泉警察署と連携し、情報共有を行いながら生活環境の保全を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。群馬県も有効な規制というものを検討しておりますが、邑楽町としても地域の実情に合った条例の制定を考えていただきたい、そんなふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。東武小泉線の各駅の整備についてお伺いいたします。本中野駅、篠塚駅の整備についてでございます。令和6年6月定例会一般質問において、東武小泉線の篠塚駅、本中野駅の維持存続、乗降客アップ等の観点から、利用しやすい駅整備の質問がございました。町長は、駅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化は、私も公約の一つとして掲げた。まず第一に考えるのがユニバーサルデザインなどの公共交通機関として利用しやすい環境を整えていくことがまず大事と思っているという趣旨の答弁がございました。

また、町長就任時の定例会冒頭での挨拶では、本中野駅をエレベーターの設置などによりユニバーサルデザイン化し、新たに南口も新設した再整備が急務であるというような趣旨かというような発言がございました。担当課長からは、東武鉄道整備促進期成同盟会を通じて、東武鉄道に昨年度も本中野駅と篠塚駅のユニバーサルデザイン化についての要望を上げているとの説明もございました。一方、駅から県道との出入口について、道路改修等の安全対策というものも必要かなというふうにも考えております。

そこで、副町長のほうに、まず道路整備の関係でお伺いをいたします。本中野駅と篠塚駅ともに

県道との出入口の安全対策の必要性があるという共通点がございませう。本中野駅から北方にある交差点では、道路改修あるいは信号機の設置などの安全対策が急務ではないでしょうか。

また、篠塚駅から県道への出入口は、県道を南から北方に走行する車両が非常に見づらく、カーブと壁が視界を妨げております。公共バスの停留として駅への送迎等として利用が多く、道路改修あるいは安全対策等が必要と思ひますが、いかがでしょうか。

○松島茂喜議長 関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長 お答えいたします。

駅に接道する県道の安全確保についてのご質問になりますが、ご指摘のとおり朝夕の車両通行が多く、歩道もない状況は、送迎の方や学生の安全確保上、極めて重要な課題と認識しております。これらの県道は、群馬県が道路管理者として維持管理を行っております。町といたしましても、かねてより見通しの悪い交差点や歩行者、自転車の安全確保のため、歩道整備や交差点改良を県に対し要望してまいりました。しかしながら、現時点ではご指摘の区間を含めた県による具体的な道路整備計画は策定されていない状況です。

町としましては、引き続き危険箇所のリストアップと緊急性の訴えを継続してまいります。当面は県による大規模な改良の実施が難しい状況にありますが、現在、歩行者が安全に横断できるように、本中野駅北側の町道と県道の交差点においては、この交差点の少し南に信号機を設置する計画を進めております。県道への信号機の設置になりますが、町でも対応できる内容を県のほうと協議しながら、より一層利用が進むよう、県への要望等含めて町のほうの体制もつくっているところとございませう。できるだけ早く実現できるよう進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。

関連なのですが、呂楽中学校方向から篠塚駅東の県道との丁字路があるのですが、そこについては道幅が狭くて、そして勾配もあり、改修が必要なのかなというような、そういう箇所ではないのかなというふうには思っております。

それでは、町長のほうにお伺いをいたします。本中野駅と篠塚駅のユニバーサルデザイン化について要望を上げているとのことですが、南口を新設する再整備なども含めた整備計画の見直しなどをお聞かせください。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

本中野駅南口の新設を含めた駅周辺の整備に関するご質問でございませうけれども、これは町民生

活の利便性向上、そして町の将来都市像でありますコンパクト・プラス・ネットワークを実現するための事業であります。少子高齢化、人口減少社会に対応して、高齢者や子育て世代にも安心で快適な生活環境を実現するため、鉄道利用の利便性を高めることで、公共交通を軸としたまちづくりを推進するものでありまして、町の長期的な都市計画の指針にも合致しております。

この間、東武鉄道整備促進期成同盟会の構成市町とともに東武鉄道への要望活動を継続して実施しているほか、改札の新設等につきましては、財源確保に向けた研究と東武鉄道と条件などの協議を個別に町として行ってまいりました。改札の新設は単なる箱物建設ではなく、駅舎全体、ロータリー、周辺の交通体系など全体を含めました、駅を含めた周辺整備として一体的に進める必要があり、そのための周辺道路改良、鉄道会社との費用負担割合、維持管理方法などについて、引き続き慎重かつ具体的な協議を重ねてまいりたいと、このように考えております。

つきましては、南口の改札新設は地域住民にとって重要な事業であるからこそ、拙速に進めるのではなくて、町民の皆様の負担を極力軽減し、将来にわたって持続可能な形で事業を完成させるため、現在は準備段階であるということをご理解いただければと、このように思っております。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。現在のところは準備段階だというようなことでございます。実際、東武鉄道側についても優先順位があるかというふうに思います。

まずは、ユニバーサルデザインなどの公共交通機関として利用しやすい環境を整えていくということも大切かなというふうに思っていますが、前も同僚議員からも要望がございましたが、篠塚駅は改札口からホームまで屋根がございません。そしてまた、トイレの洋式化とか、駐車場整備など、少しでも利用しやすい環境整備というのをお願いしたいというふうに思っております。

最後になりますが、今朝の新聞の1面に、帯状疱疹自己負担に差、ワクチン定期接種県内自治体最大7,000円との見出しがございました。邑楽町、館林市の自治体は1回分の自己負担額5,000円、そして太田市、前橋市、高崎市などは1万2,000円とのことですが、本町は県内ではトップクラスの軽減策になっています。これからも町民に寄り添った地域医療の推進をお願いしたいと思います。

これをもちまして一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○松島茂喜議長 暫時休憩いたします。

〔午後 1時46分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時05分 再開〕

◇ 佐藤富代議員

○松島茂喜議長 7番、佐藤富代議員。

〔7番 佐藤富代議員登壇〕

○7番 佐藤富代議員 皆さん、こんにちは。議席番号7番、佐藤富代です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

今日のテーマは、地域防犯力の拡充についてです。群馬県ホームページ、また県警の資料によって、群馬県の犯罪の特徴を幾つか知ることができました。まず、群馬県の治安状況は、都道府県別ランキングでは、犯罪発生は第2位、治安は46位であり、決して安心できる治安ではないことが分かりました。犯罪発生数は令和6年、1万4,593件、全国的には長期的減少しているのに対して、群馬県は令和4年以降、年々増加しております。県内市町村別人口1,000人当たりの犯罪発生数は、1位は伊勢崎市です。2位、大泉町、3位、千代田町です。次いで板倉町、太田市、みどり市、館林市。邑楽町は13位、明和町は16位です。これから分かるように、東毛地域は犯罪発生が最も高いことが分かりました。

特徴としては、自動車関連犯罪が多く、県外への持ち去りや部品盗難が多いそうです。県内によって犯罪の特徴が出ておりました。また、住宅侵入による窃盗は、前年比20.3%増、特に空き巣、そして居空き、在宅中の侵入が大幅に増加しており、昼間在宅でも安心できない状況と言えます。また、その犯罪手口の多様性、複雑化、巧妙化から、抑止することはますます困難と言われております。このような特徴を知ることができました。

空き巣に入られた、そういった事案を身近に体験して学んだことは、この被害者は町内の高齢女性、ひとり暮らしです。鍵をかけて外出したにもかかわらず、住宅の裏側、風呂場から窓ガラスを割っての進入でした。現金と貴金属を取られました。直後は一人でいられないほどショックが大きく、心の傷の大きさを実感しました。立ち直りに支援や時間を要することも学びました。犯罪はいつ起こるか分かりません。しかし、起こってしまったからでは遅いのです。先手を打って、いかに防ぐかが大事であると思います。

町の防犯施策は、町民の命と財産を守ることができているのでしょうか。地域防犯力の拡充について質問させていただきます。よろしく願いいたします。

総務課所管の防犯事業について質問します。令和6年度実績報告にある主な事業は、防犯灯設置事業、防犯対策事業、安全安心まちづくり推進事業です。まず、防犯灯設置の実績と課題について伺います。令和6年度の実績は、防犯灯修理30基、新設23基、計53基、109万5,600円でした。また、行政区名義の防犯灯の電気代の補助もありまして、その補助金は1基当たり737円で1,689基あるということで、124万4,793円でした。

担当課長に伺います。町内の防犯灯設置状況について、町が設置している防犯灯、そして行政区が設置している防犯灯の設置状況について伺います。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

令和7年3月末現在の数値になりますが、防犯灯設置数は2,091基となっております。そのうち町設置数が380基、行政区設置数が1,711基となっております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 ありがとうございます。今現在2,091基の防犯灯がついているということが分かりました。

この防犯灯の設置状況を町の地図に落としたものを送信いたします。今表示しましたこれが全ての防犯灯を地図の上に落としたものです。このように、2,000幾つの防犯灯がついておりますけれども、この防犯灯は町民が生活するのに暗くて危険な場所、そうしたところはおおむねカバーできているのでしょうか。また、区長からの申請と予算枠との調整、行政区による偏りなどはないのでしょうか。担当課長に伺います。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

まず、防犯灯のマップ化につきましては、GISを利用してマップ化をしております。

次に、危険箇所のカバー並びに行政区によるばらつきですが、通学路などにつきましては、町が防犯灯を設置するなど、公共性の高い場所の危険箇所についてはおおよそカバーできていると考えております。

また、行政区ごとの危険箇所につきましては、区長会を通じまして、毎年防犯灯の設置依頼の周知をしておりますので、年々解消してきていると認識をしております。また、行政区によるばらつきですが、行政区によって多少のばらつきはあるものの、民家の近くには防犯灯が設置されていると認識をしております。また、住民から防犯灯設置の問合せがあった場合には、区長につなぐなどして、危険箇所の解消につながるよう対応しているところであります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 ありがとうございます。今のお答えを聞きますと、おおむね夜間の照明は確保されているのかなというふうに思います。今後はこういったものの維持管理、そうしたものをきちんと行っていくことで住民の安全につながるというふうに考えます。

次の質問に移ります。防犯対策事業の実績と課題について、事業としては特殊詐欺対策機器購入費助成事業と家庭用防犯カメラ設置費補助事業を実施しております。この特殊詐欺対策機器購入費補助事業の令和6年度実績は6件、2万6,000円です。令和7年11月現在、延べ46件設置されてい

ると聞いております。家庭用防犯カメラ設置費補助事業の令和6年度の実績は、33件の申込みがあり57万7,000円でした。今年は補正予算を計上いたしました。

家庭用防犯カメラの設置状況について担当課長に伺います。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

町内における犯罪の発生を抑止し、安全で安心なまちづくりを推進するため、令和5年度から開始しました防犯カメラ設置補助事業ですが、令和5年度が23件、令和6年度が33件、そして令和7年度が11月末現在になります、69件となっております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 ありがとうございます。現在、家庭用防犯カメラの設置数は約120件ぐらいについているということですね。

次に、町が設置している防犯カメラの設置状況と今後の設置計画について伺いたいと思います。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

現在、町では公共施設や公園、駅前駐輪場に防犯カメラを設置しており、設置、管理につきましては、それぞれの所管課が行っております。

また、今後の導入予定ということですが、各施設等への防犯カメラの設置につきましては、今後も所管課において設置、管理をしていくことになるかと思いますが、道路上などへの設置につきましては、大泉警察署や大泉警察署管内の大泉町、千代田町と連携し、広域で見て、より効果的に防犯力の向上につながるような設置場所を今後は検討していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 今、国でも自治体や町内会による防犯カメラ設置の促進をする、そういった取組を行っています。カメラの設置場所や運用方法について、そういった助言も行うということです。ぜひ前向きな設置を検討していただきたいと思います。

特に今、犯罪等起きたときに、非常にこの防犯カメラが威力を発揮しているというふうに、私たちもマスコミを通してそのように感じております。ただ、画像の漏えいとか、いろんなことが問題になりつつあるかと思うのですけれども、そういったところの安全性をしっかりと考えながら、防犯カメラを私たちが安心して暮らせる、住民が安心して暮らせるように、ぜひ前向きに取り組んでいただけたらありがたいと思っております。

また、邑楽町だけが安全であればいいということではなくて、大泉警察を中心に大泉町あるいは千代田町とも一緒に考えていきたい。また、先ほどお話ししましたように、これはぜひ広域でいろんな対策に取り組んでいかなければ非常に難しいことかなとも感じております。ありがとうございます。

次に、安全安心のまちづくり推進事業の拡充について伺います。今、町が取り組んでいる取組の実績は、防犯講座を年間1回とか、あと園児に対する交通・防犯教室を実施している。また要望があれば、こういった教室も開催しているということです。

また、防犯啓発活動として、大泉警察や防犯団体との連携した活動や防犯パトロール等を実施しています。チラシ等の配布もありますし、最近チラシを見せていただくと、非常にチェック項目が入ったような、住民にとって、私はどうなのだろうという、そういったことを体験できるようなチラシも増えてきたのかなというふうに感じております。また、お知らせメールを活用した不審者情報及び犯罪情報等の発信もしているということです。また、各行政区の自主防犯パトロールの支援、また今年始まった、てくてくパトロール等、いろんな事業に取り組んでいただいて、邑楽町の安全安心のまちづくりに貢献していただいているというふうに思います。

しかし、本当に安全安心のまちづくりにつながっているのでしょうかということで、2、3質問をさせていただきます。あるいは、取り組んでいただきたいことについて質問させていただきます。安全安心のまちづくり推進には、まず個人の防犯力、個人の力、プラス地域の防犯力、地域の力、双方への働きかけ、強化が必要であると考えております。防犯に強いコミュニティにするためには、地域で生活する一人一人が小さな秩序違反を見逃さない、そういった意識と行動が重要であると考えております。そういうことを考えまして、まず町民の防犯意識の向上、防犯行動啓発への働きかけについて、担当課長に伺います。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

情報共有としましては、庁内での不審者情報や防犯情報を登録制メールや公式SNSを通じて発信をしております。こちらにつきましては、今後も継続的に実施をしてみたいと考えております。

また、大泉警察署や、新たにできました邑楽町交番との連携ですが、現在も防犯講座や防犯パトロールに際し、大泉警察署の署員に来ていただくなど、一定程度の連携を取らせていただいているところではありますが、地域に密着した交番ができたこともありますので、今後は町のイベントや防犯講座に交番勤務員の方に参加をしていただくなど、より身近に交番を感じていただけるよう連携を強めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 ありがとうございます。

私たち町民の防犯意識の向上、そういったことを目指して情報の共有に努めているということで、町からお知らせメール等も届いております。一生懸命やったださっているのありがたいと思うのですが、町だけでメールを作成しているのかなというふうに見受けられますけれども、今、上州くん安全・安心メールといって、もう少し広範囲にいろんな情報を伝えている、そういったメールもあるようですので、ぜひいろんなところと連携して、さらに進めていただけるとありがたいと思います。

もう一点、交番と連携して取り組んでいきたいということで、私もぜひ大泉警察とか、あと邑楽町の交番と連携してというふうに思っております。といいますのは、今まで地域に交番というか、派出所があった、そういったところがなくなって非常に不安ですというふうなことを訴える町民の方もいらっしゃいます。

また、私たちは小さい頃から、悪いことしたら警察に、お巡りさんというふうに育っておりますので、とてもちょっと遠い存在のような、怖い存在のような気もしておりますけれども、今お話があったようにぜひ警察官を身近に感じ、そしていつでも相談できる人、力強い協力者の存在になってほしいと私も思っております。

また、防犯教室等についても、小中学生また各団体、そして各行政区、全行政区くまなく、きめ細かにそういった機会を持っていただくことで、町民の防犯意識の向上、そうしたことにつながるのかな。また、警察官が入っていただくことで、今の犯罪の現状とか、あるいは防犯の必要性、そういったことをお話しいただくことで、より対岸の火事にしない、身近なものとして捉えることができるというふうに考えております。

安全安心のまちづくり推進には、今お話をお聞きしました町民の意識の向上と併せて、やはり地域の防災力の強化、そうしたことがとても大事ではないか。個人の防衛には限界があるような気がします。

こういった地域防災力の強化に向けて大切なことは、住民の協働意識、同じ地域に住んで一緒に生活しているといった、そういった共同意識の醸成。また、もう一点は人の監視の目、パトロールの目、そういった人の目をいかに集めるか、そういったところにあるというふうに考えております。この住民の協働意識の向上は、私もとても重要であると思います。今の現代社会から少し考えていかなければいけない課題ではないかなというふうに考えております。これは、近所付き合いがよく連帯感のある地域に育ているということが大切だと思っております。

そういったことで、今各行政区、区長さんをはじめ、区の役員さんたちが取り組んでいただいている部分も多いと思うのですが、でも、なかなか区の役員は大変なところもあるようですので、こういった働きには、私は地域のリーダーを育成していくということが欠かせないのではない

かというふうに考えております。民間のリーダーを育てていく。そうしたことも町として取り組んでいただくことをお願い、期待したいというふうに思っております。

こういった協働意識で生活していくということは、具体的には、例えばごみの収集など地域のルールをしっかりと守っていく。また、近隣住民との挨拶とか、声かけを行っていく。また、ウォーキングや花に水をやりながら、一応日常生活行動を行いながら防犯意識を持つという、そうしたことが大切であると言われております。ながら防犯、パトロール、こういったとても理にかなったいい方法を開始されたのかなというふうに思います。まずは自分の自主防犯行動の向上、そしてその視点を地域全体へ持っていける、そういった広がりになることを期待したいというふうに思っております。

私も長年医療安全ということに取り組んでまいりました。そんな中で、ハード面、ソフト面の整備と併せて、やっぱり安全な人を育成しなければいけない。安全な人をつくろうということで取り組んでまいりましたが、安全な人というのは、自分も約束を守る、ルールを守るだけではなくて、そういう守っていない他人であっても、ぜひ注意をして、一緒に守りましょうという、そういう行動が取れる人、そうした人を育てているということで、長年医療安全として取り組んでまいりました。やはり地域においても同じことが言えるのではないかなというふうに思っております。

また、空き巣とか強盗などのそういった侵入者は、事前に目星をつけた地域や家の下見をすることが多いと言われております。そのとき、近所付き合いがよく、連帯感のある地域を嫌うそうです。下見の際に住民同士の挨拶がない、少ない。ごみ出し日以外にごみが出ているなどは、住民の地域への関心が低いと思われ、侵入者に安心感を与えるそうです。また、地域の治安が悪くなるとさらに環境が悪化し、凶悪犯罪の発生と連鎖します。日頃から地域のルールを守り、地域付き合いを大切にすることが、防犯に強いまちづくり、コミュニティーづくりにつながると考えております。こういったことが非常に地域の防犯力には土台になる、とても大切なことではないかなと考えています。

次に、地域防犯力は人の目の確保、いわゆる監視性の確保が重要であると考えます。新たに始まったてくてくパトロールはすばらしい取組だと思っております。こういった防犯パトロールの拡充について、担当課長に伺います。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

行政区における自主防犯パトロールにつきましては、各行政区において主体的に取り組んでいただいておりますが、町としましては、防犯ベストや防犯の帽子を配るなど、取組が行いやすくなるよう支援を行っております。近年は、防犯パトロールを盛んに行っている行政区に他の行政区が視察に来るなど、町民の防犯意識が向上してきていると感じております。

町としましても、行政区の防犯パトロールに参加をさせていただき、防犯講座等で先進事例として紹介させていただくなど、今後も行政区と協力して、さらなる防犯意識の向上に努めていきたいと、そのように考えております。

また、てくてくパトロールにつきましては、今年度から新しく事業を開始させていただき、11月末現在で87名の方に登録をいただいております。町としましても地域の防犯力を飛躍的に高められる取組と認識をしております。しかしながら、まだ事業を開始して間もないこともあり、町民へどういった事業なのかということが浸透し切れておらず、現状、登録者数の増加も鈍化してきておりますので、今後も町のイベントや広報誌などを使い、積極的に周知を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 ありがとうございます。行政区においても防犯パトロールが広がってきているということで、とても心強く感じます。

コロナ前、随分行っていたところが多かったと思うのですが、コロナの後、戻っていく、再開していくのにちょっと時間がかかっているのかなというのは懸念しております。ただ、先日、町内でも行政区のパトロール、夜間パトロールを開始したという行政区がありました。また、自分のところだけではなくて、隣の行政区へも少しずつ広がっていく、一緒にやろう。そして、そこでの情報交換、またやはり邑楽町交番の警察官に来てもらって講話を聞く、そういった計画もあるようです。

また、てくてくパトロールについては、今現在87名の方が応募してつけているという、そういった帽子とか、たすきをつけているということなのですから、一つの目的に、外に対して見える化する、そういった目的もあったと思いますので、そういったことからすると、87名、各行政区、何名ぐらいになるのかなとか考えていきますと、まだまだ疑問ですけれども、ぜひ増やす努力をお願いしたいと思います。

そうしたときに、登録者を増やす。私もその一人ですけれども、やはりポイントがもらえるというところに非常に魅力を感じて登録しましたという方も少なくありません。ぜひ登録者を増やす。そして、参加者、パトロールをする人を増やす。さらに、モチベーションを上げる、そうした取組もぜひお願いしたいと思っております。

そういった中で、今、このアプリの申請、パトロールの申請と、あと実際にやっていらっしゃる担当のところは別の課だというふうになっております。そういったところで、ぜひ1か所で済む方法が取れないだろうか。そうすることによって、やはり参加が増えてくるのかな、登録が増えてくるのかなというふうな気がしますし、そうしたときに先ほどもおっしゃった防犯の現状とか、あるいはその重要性、そうしたことについて行政と警察と一緒に協働してお話いただければ、一緒に取り組んでいただければ、より説得力、そうしたものにつながるのではないかな。

やはり一番大切なのは、ぜひ参加してほしいというか、こういうことをやるという職員の皆さんの熱意、そうしたものがいかにいかに伝えられるかということがとても大切なかなというふうに考えております。対面で思いを伝えることが住民の心に響く。心に響いたとき、初めてやってみようかなという、そういう行動につながるというふうに思います。ですから、心を触発するような、そういった働きかけがとても大切だというふうに思っております。ぜひまだ始まったばかりですので、皆さん登録して下さっている。さらにこの登録が増えるようにだけではなくて、継続できるようにということもとても大切な要素だというふうに考えております。

そういったところから考えますと、てくてくウォーカーガイド、こういったものを頂いております。こういったときに通報して下さいというような、当たり前のことですがけれども、事件や事故を目撃したら直ちに110番へとか、いろいろそういった内容が入っているのですけれども、今までに通報者はありましたでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○7番 佐藤富代議員 ない。まだこれからですね。

やはりそういう通報していただいた方に、ありがとうというポイントといたしまししょうか、何か表彰するとか、町が、通報してもらってありがとうというような、そういった何かメッセージ、形で表していただくことも、一つの継続につながるのかなというふうに思いますし、あわせて、やっぱり仲間づくりが大切なのだと思います。個人で個々にやっているというよりも、仲間づくりをして、そしてそういう中でもう少しフォローアップ研修、フォローアップができるような、そうした取組も入れていただくと、より継続につながるのではないかなというふうに考えております。

ここで、群馬県のそうした情報の中から、伊勢崎市では年間4回、夜間パトロール、そうしたものを実施しているということです。防犯地域パトロール協力隊というものを募集して、通学路とか生活道路、そうしたところのパトロールに当たっているということです。また、太田市でも、わんわんパトロール隊というのを編成して、パトロールを実施しているというふうな情報も入ってまいりました。邑楽町が始めたてくてくパトロールですので、ぜひ、より安全な地域づくりに、そしてそのことが皆さんの安全意識の向上につながるような組織になっていくことを、私も町民としても参加したいと思っておりますし、期待しております。

次に、町の防犯体制や環境整備のさらなる強化に向けて、町長に伺います。初めにお話ししましたように、群馬県、特に東毛地域は決して治安がよいとは言えないと出ています。また、一たび空き巣に入られると、大切なものを失う以上に心の傷は深い。また、抑止は非常に難しい。私たちごっこになっている。そういったことを考えますと、さらに強化ということが大切になってくるのではないかなというふうに思っております。

先日11月30日の上毛新聞には、でかでかと載っておりました。住宅侵入盗、前年比2.5倍、県央、

東毛の増加が目立つ。太田市が最多248件。このような厳しい現状の中で、防犯施策をいかに講じていくかということがとても問われていると思います。

最初にもお話ししたように、こういったことについてはやはり個人の力だけでは限界があると感じています。地域みんなが一丸となって防衛する。防犯に強い環境整備こそが抑止力になると考えております。ぜひ防犯対策や環境整備、そうしたもののさらなる強化に向けて、町長にお伺いいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

職員によるパトロールや町民によるてくてくパトロールを含む自主防犯パトロールの推進、補助金制度など、現在行っている各種防犯対策の継続はもちろんのこと、今後は町単体だけではなく、大泉警察署管内といった広域的な目線で防犯対策を推進していく必要があると、このように考えております。

そうした中、邑楽町、大泉町、千代田町の3町と大泉警察署が連携を強化し、相互に協力して安全で安心なまちづくりを推進していくことを目的といたしまして、昨年、令和6年12月に安全安心なまちづくりのための連携と協力に関する協定を締結しております。この協定の中で、毎年9月に連絡会議を開催するものとされておりまして、会議の中で、防犯に関する他町の事例や課題の共有、警察からのアドバイスを受けられるものとなっております。邑楽町からもてくてくパトロールの具体的な事例紹介を行ったところでございます。

今後は、本協定を有効に活用しまして、他町、大泉警察署と連携をしながら、防犯対策についてさらに推進していきたいと、このように考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 ありがとうございます。今の取組にプラスして、広域で大泉警察を中心にそういった協定を結んで取り組んでいくということで、とても力強く感じております。ぜひこの協定が実を結んで、本当の意味で私たち住民を守ってくれる、そういった内容になることを期待しております。

私もこういったやはり広域で取り組む、そういった防犯体制の大切さと併せて、住民と行政、民間と協働した防犯体制、特にこういった民間の中からのリーダーの出現等も含めまして、そういった連携した防犯体制が構築できるといいなというふうに考えております。そういった中で、役割の明確化とか、あるいは報告、連絡、相談、そういったもののきちんとした体制づくりとか、ルールづくり、そうしたものを含めて進めていただけるといいと思います。ぜひお願いしたいというふうに思います。

ハード面、ソフト面、そして先ほどこちょっとお話ししました安全な人づくりに取り組んでいただきたい。こういったハード、ソフトの道具を使うのは人です。人間です。そして、私たち人間には人間の持つ特性と言われるヒューマンエラー、これは欠かせません。ついうっかり注意力が持続しないとか、いろんなそういった特性を持っております。それによっていろんな犯罪とか、事故も起こっていることも多いと思います。やはり重要なのは、こうした人への投資が安全安心なまちづくりにとても大切といひましようか、有効になってくるのではないかな。やっぱり人づくりをどうしていくかというようなことを考えていただきたいというふうに思います。

また、地域防犯力の強化としては、犯罪者にとって物理的、心理的に入りにくい環境をつくる。それから、犯罪者が見えやすい環境、犯罪者が近づきにくい環境をつくっていくということで、町の中にできるだけ死角をつくらない。呂楽町も立木の問題とか、ブロック塀の問題とか、あるいは草とか、いろんな形で死角はいっぱいあるような気がします。ぜひこういった死角をなくする環境整備というのも一つ考えていっていただけるとありがたいな、ぜひお願いしたいと思います。

また、先ほどこちょっとお話ししました、住宅侵入犯罪の増加が特に目立っております。そうしたものを受けて、町独自の補助金制度を設けていく、拡充していくことも一つ必要なのかな。お願いしたいというふうに思っております。

そうした中で、千代田町のほうでは防犯対策補助金制度という設定がありまして、70歳以上の高齢者がいる世帯に、防犯カメラだけではなくてセンサーライト、あとはテレビドアホンというのですか、そういったものの費用を助成する、そういったような制度も拡充されてきているというふうに聞いております。また、これからはホームセキュリティー導入というのも避けられない状況になっていくと思いますので、そういった補助制度等の創立も必要ではないかな、考えていただけるとありがたいなというふうに考えております。

いろいろ呂楽町が取り組んでいただいている防犯施策についてお話をお聞きしたり、確認させていただきました。そうした中で、幾つか今後、てくてくパトロールをぜひ拡充していくためのいろんな取組に取り組んで、ぜひ期待したいというふうに思っております。

また、終わりになりますけれども、犯罪の未然防止に積極的に取り組んでいただきたい。コミュニティー醸成に取り組んでいただきたい。やはり隣近所の底力、これはとても強いものがあると思います。今そういったところのつながりが薄くなってきているというのが現状だと思いますけれども、ぜひ私たちがずっと経験したご近所様で助け合ってやっていこうよという、こういったものがさらにここで呂楽町もご近所のつながり、そうしたものが強化されて、つながりができるようになってくることを期待したいと思いますし、そういったご近所のつながりこそが、防犯はもとより、防災、減災、さらには呂助けネットワークが取り組んでいる支え合い、助け合いのまちづくり、また午前中幾つか問題になりました認知症の方の見守り、そういったところにとっても力を発揮すると思います。安心安全のまちづくりの推進力になるのではないかな。そういったコミュニティーづく

りこそ基本であるというふうに私も考えております。

そういったところも含めまして、ハード面、ソフト面、そして人づくりということを念頭に、防犯体制整備とか環境整備、そうしたところを進めていただいて、私たちが邑楽町だったら災害も少ないし、そしてそういった防犯的にも守られているし、子育てもしやすいというような、そうした邑楽町になっていくことを期待というか、住民みんな一緒になってやっていけたらいいのではないかなというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○松島茂喜議長 暫時休憩いたします。

〔午後 2時56分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時10分 再開〕

◇ 瀬 山 登 議 員

○松島茂喜議長 10番、瀬山登議員。

〔10番 瀬山 登議員登壇〕

○10番 瀬山 登議員 議席ナンバー10番、瀬山登です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

内容は、鶉土地区画整理事業についてでございます。この事業は、今から28年前、1998年、平成10年、名前も長いのです。館林都市計画事業鶉土地区画整備事業として、計画面積39.7ヘクタール、総事業費70億円。国の認可であるため、8年間の公共施行でスタートしました。事業費の割合は、地権者平均約2割の減歩率で協力いただいております。そのほか国、県が3分の1、残りは町の負担で費用が賄われております。

そういうことで、この事業、まだ全然先が、終わりが見えておりません。一応計画ではなっておりますが、今日ここにいらっしゃる課長がまだ主事か主事補の頃始まった事業で、今現在担当している新島課長も大変知らないところもあるのかなとは思いますが、担当課長ですので、かなり詳しく研究されております。これからこの内容、事業の進捗状況など、いろいろ細かく説明を受けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この事業は、大変見直しが多く、事業計画の変更が幾度か実施されております。そして、令和6年、これは後に申しますけれども、令和6年度、昨年度のときに大きくまた事業変更を行いました。令和6年度までは、期間の延長とか、中身の細かいことが何度か見直されております。まず、その見直しを担当課長にお聞きしたいと思っております。時系列的に事業変更等を話していただければいいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○松島茂喜議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えします。

本事業は、快適な市街地の形成と、定住人口の維持に資する町にとって極めて重要な基盤整備事業であり、町として着実に執行しております。時系列ごとの事業計画の変更について、事業費と期間についてお答えいたします。

まず、平成10年9月、スタートになります。まず、スタート時の総事業費は、今議員がおっしゃられた70億円。期間につきましては、平成10年度から平成17年度で行われました。

次の変更が平成13年2月、第1回の変更。事業費と期間はそのまま、内容の軽微な変更でございます。

続いて、平成14年9月、第2回目の変更になります。総事業費を70億円から69億8,670万円。期間を終期、平成17年度までだったものを、平成34年度、令和4年度になります。17年間延長いたしました。

その後、平成16年9月、第3回変更。内容としましては事業費、これも軽微であります、69億6,900万円にいたし、期間はそのまま。

平成20年10月、第4回事業計画の変更。こちらも事業費、期間はそのまま、軽微の内容でございます。

そして、平成27年9月、第5回の変更で、事業費を68億5,100万円。期間につきましては、終わりの終期が令和4年だったものを8年間延長いたしまして、令和12年にいたしました。

最近、令和6年5月に大きな事業変更、今議員が先ほどおっしゃられた変更を最終的に行っております。後ほどまた令和6年の計画変更のものについては説明をいたします。

その直前までで特に大きな変更があったのは、平成14年9月の変更、第2回ということになります。こちらでは長期化への初期対応として、事業期間を17年間延長し、終了を令和4年度といたしました。事業の進捗の遅れ、特に仮換地指定や物件移転の調整について、地権者との合意形成に時間を要したため、事業の完了時期を現実的に見直す必要が生じたためでございます。

平成27年9月変更の第5回では、さらなる期間延長と計画の適正化として、事業期間をさらに8年間延長し、終了を令和12年までといたしました。年度ごとの資金計画に基づく事業量が実績に追いついていない状況が続く、事業進捗と完了時期の乖離を解消するため、再度事業期間を適正化する変更でございます。あわせて、経費の削減と事業の効率化を図るため、事業進捗に合わせた都市計画道路、そして区画道路を変更したものでございます。

以上、最新の計画に至る前までの変更の経緯でございます。よろしく申し上げます。

○松島茂喜議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 どうもありがとうございます。これ見て分かるように、今の発表で分かるよ

うに、とにかく事業を延伸させてきた。内容はその都度合わせて行われたということで、事業がスムーズに進捗するように考えられた策だと思っております。

次に、今電子黒板にあるこのグラフを見ていただきたいと思います。これは、鶉区画整理事業の費用の実績表でございます。この赤いボーダーラインは、期間中に終わらせるにはここまで、オレンジ色の線まで財源をつぎ込まないと期間内に全て終了することは不可能ですよという、現れでございます。必要な財源まで届いたのが、グラフで分かるように3年間だけです。あとはみんな財源がないために、予定していたかは分からないけれども、進んでいなかった。財源不足による遅れが一目瞭然で分かると思います。この事業を行うには、年間2億1,400万円、これがボーダーラインです。事業費実績がこれを超えた中で3回だけでしたので、財源不足の影響は重々分かると思います。

私が思うのに、最初から無理な計画で、絵に描いた餅であったと思うが、担当課長、副町長はどう思うか、考えをお聞きしたいと思います。

○松島茂喜議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えします。

議員がおっしゃるように、実際の資金計画のほうと執行してきた実績に乖離があるということで、原因ということだと思っておりますけれども、実績が平均に対して低い理由については、事業立ち上げの初期段階につきましては、区画整理事業の経験を持った職員が不在であり、専門的な業務の把握と執行に不慣れであったことが第一の要因でございます。このため、予算を計上しても、業務委託や契約の段取りに時間を要し、年度内に事業を消化し切れなかった状態であったと推測されます。

中期以降の予算実績が低迷した要因につきましては、仮換地指定関連での地権者との交渉に多くの時間を費やしてきたこと、また町の財政状況と当時の調整の優先順位に多く起因しております。当時、町としては中央公民館の建設、学校の耐震化、児童館や幼稚園、保育園の建て替え、緊急性の高い大型事業が同時期で集中して進められていました。町の財政状況を考慮した結果、他の緊急性の高い事業が優先され、予算が満額計上されていない、あるいは事業量に見合った予算が確保されない状況が生じていたと考えられます。結果として、事業期間の延長を招いた主な要因の一つであったと認識しております。

しかしながら、予算が抑制された時期においても、職員は仮換地指定に向けた地権者との個別交渉や合意形成に多くの時間を費やし、事業進捗の基盤となる重要な業務を着実に進めてまいりました。これは事業費の実績値には直接グラフ上では現れないものですが、円滑な換地処分に向けて不可欠なプロセスであります。

また、絵に描いた餅というようなことでしたが、令和6年5月の直近の第6回の実績計画変更、こちらで単なる期間の延長や増額ではなく、物価高騰などの現実を織り込みまして、残りの事業費

と期間を現実的に再算定したものであり、現実には実行可能な計画に修正した計画であるものでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長 お答えいたします。

計画どおりの予算配分と事業量達成が大きく乖離してしまいました。素直に、そして重く受け止めております。過去の事業執行においては、初期の体制不足や他の優先事業への財源集中、先ほど担当課長が申しましたが、等により、計画どおりの予算配分と事業量達成が困難であったということは事実でございます。

役場庁舎の移転も平成20年に行われましたし、その3年後ですか、平成23年には東日本大震災があったりと、非常に他の緊急的に優先する事業もその時期集中したことも事実でございます。

そういう中で、この土地区画整理ということで、その執行には住居の移転を伴うことが多くありまして、地権者への調整がなかなか進まなかった、あるいはそれに時間を要したというのが実態であったというふうに思います。ただ、その時期にそういったところの事業調整を進めたということで、比較的、現在、移転等あるいは仮換地等スムーズに進み、事業が進捗しやすくなっている状況があるのではないかなというふうに思っております。

事業期間が大幅に延長されたことで、住民の皆様にはご心配をおかけしましたし、今後、町としては国、県からの交付金を最大限に活用した財源確保に努めながら、効率的な予算執行を徹底し、事業の予定どおりの進捗を目指していきたいというふうに考えています。

○松島茂喜議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 答弁にもありましたが、やはり優秀な職員が最初任命されていなかったということも一つの要因というふうに言われました。これからは、新島課長の下、専属職員もいますので、スムーズに問題なく進むかなと思っております。あとは予算ですが。

そして、この事業、最近、昨年令和6年12月、また大きく事業延伸して、予算総額も事業総額も大きく伸びたわけです。鶴関係住民の方には大変悪影響を与える結果になりました。事業期間を延長させれば、総事業費はますますこれからも増えると思っておりますので、延長しなくても順調に進む財政を用意していかなくてはならないのかなと思っております。

そこで、町長にお伺いをいたします。令和6年度事業変更後、総事業費75億2,500万円。総期間46年間、令和25年度に完成予定で、この事業、これから18年間まだ続きます。平均約2億円の規模の財源確保が必要となりますが、この取組について町長にお伺いします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

まず、直近の第6回事業計画変更は、物価高などの現実を織り込みまして、総事業費約75億2,500万円と完了年度、令和25年度を現実的に確定させた、必ず事業を完遂させるという町の決意を示したものでございます。

今後、約18年間で残る事業を完成させるためには、ご指摘のとおり年間平均約2億円規模の安定した財源確保が不可欠であると認識しております。これに基づきまして、令和7年度も予算規模としましては、昨日可決いただきました補正予算につきまして、合わせて2億円ほど確保ができてございます。また、国の交付金を含めた予算を確保するだけではなくて、職員の専門知識の習得や委託業者との連携を強化することで、年度内での予算消化を確実に高めるとともに、工事の発注、また物件移転をより効率的、計画的に進めることで事業遅延の要因を解消していきたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 どうもありがとうございます。大変うれしい、財源確保ができるというお話を聞きまして、私も幾らか安心しました。ぜひ順調な進捗をお願いいたします。

次に、この区画整理事業により、鶉では事業が済んだところは、より活性化が進んでいる結果が出ています。この済んでいる様子を先日、私、写真撮ってきました。まだ、おとといです。ですから、ちょっと見ていただきたいのですけれども、このように一応3枚用意しました。住宅建築中の様子、それからもう完成したきれいな住宅街、どれもどんどん仮換地が終わって整備が進んだところは、もう家が建っております。

どのくらいの規模で増大が進んでいるか、担当課長なら分かるかなと思うのですけれども、新築転入人口の実績が分かればお示しをしていただきたいと思います。どうですか。担当課長、よろしくをお願いします。

○松島茂喜議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えします。

最初に、最新の事業計画の進捗状況ということで、今現在の事業の進捗状況ですが、事業費ベースで全体総事業費が75億円というような話で、進捗状況が51.2%、約38億5,000万円消化してまいりました。整備率についても、鶉地区39.7ヘクタールあるわけですけれども、23.17ヘクタールの面的整備、移転、除却、整地工事、道路築造ということで、整備率が58.4%済んでいる状況です。

また、附帯ということになります。仮換地指定という、実際に移転をしていただくというときに相手の従前地に対する換地先、仮にその土地ではない区画整理上で新たに定められた土地に引っ越しをしていただく土地を定める仮換地指定というのですけれども、こちらの仮換地指定が全体

の39.7ヘクタールに対して32.4ヘクタール、92.9%実施されております。

人口の増減というところで、分かる範囲でお答えさせていただきたいと思います。ご指摘のとおり、今、写真のほうで、写真が出ているというところで、主に13区が中心になると思います。区画整理の事業が進捗している地域では、12区でも一部進捗のほうはしているわけですが、優良な住宅建設が進み、人口増加に明確に寄与している実績が確認されております。区画整理事業の進捗の遅れがある地区の西側である、議員のご住所のある12区、こちらについては人口の増減ということで、7年前の平成30年3月末と現在令和7年3月末で比較をいたしますと、平成30年度については、12区の全体の、区画整理区域内だけの12区ということでちょっと集計できなかったもので、申し訳ないのですが、多々良沼のほうも一部入っております。平成30年度末530人だったものが、令和7年度末では494人、7年間で36人の人口の微減が見られます。

一方で、整備進捗が進んでいる鶉地区の東側、13区になります。こちらは、平成30年度末は618人だったものが、令和6年度末で799人、7年間で181人の人口の増加という結果で、造成がより進んでいる13区においては、宅地分譲が活発的に行われ、継続的に住宅が建築され、外部からの転入者が増えているという結果が見られます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 今、課長から住民の人口の増減の発表をしていただきました。これ見ても分かるように、これだけ財源を使っても無駄遣いはしていない。町の人口増につながっているということで、大変いい結果が出ています。ですから、これからもまだ惜しみなく財源を充てて、早期に完成すると、まだまだ人口増につながると思います。区画整理することによって優良宅地がどんどん生まれますので、まだ事業費が本当半分ぐらいでは、まだまだこの先伸びますので、期待して進めていただきたいと思います。

それから、この事業延伸のため、長期間の工事、資材の物価高騰などで、既存宅地の解体や移転補償費に関係した方は大変予定外の高騰で苦慮しています。例えば移転補償のときには、その実施にかかる3年ぐらい前に現地を査定するわけですが、実際その事業に取りかかるのは2、3年後になってしまっていて、その間に今すごい物価上昇が続いていますので、損害等も発生しておりますし、していると思っています。そのようなときに都市計画課長はどのような対策で応急手当てをしているか、お聞きしたいと思います。

○松島茂喜議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えします。

鶉土地区画整理事業の長期化と、それに伴うコスト増、生活環境への影響について、関係住民の皆様にご負担とご心配をおかけしていることを改めて深くおわび申し上げます。

まず、長期化ということで、工事に対する対策ということで、騒音や振動、工事車両の通行などによる個別の苦情やご要望については、迅速かつ丁寧に対応し、必要に応じて時間帯や曜日を配慮するなど、工事の工程や方法を見直すなど柔軟に対応している状況です。

今議員からもご指摘のありました、建物の補償ということで、実際に建物補償契約、その前に交渉という長くかかる人から、すぐ解決する人まで幅は広いのですけれども、住んでいる家、屋敷にあるもの全てということになるケースになりますと、多大な補償費がかかります。その査定につきましても、今おっしゃられたように3年ぐらいをめどに建物の査定というか、建物の調査、どれくらいのお金が補償費として適正かというような委託業務を行います。そこで出てきた金額につきまして、そこで交渉というところ、金額がない補償等もあるのですけれども、最終的な金額のお話をさせていただくということですが、実際に契約をするまでに、やはり最近については物価高騰ということで、かなり建築費が高騰ということで、実際に建て替えをすると全然追いつかないというようなことも予想はされます。

ただ、こちらの建物等の補償というものについては、原則3年、それから4年、5年以前にされたものについては、契約をする直前に原則最新の物価水準に基づき適正かつ公平に補償金が支払えるように補償基準を厳格に再算定をして、単価を入れ替えて、厳格に適用して契約を行っております。なので、そういう意味では、昔に査定したので日がたってしまったので、今、物価高騰でちょっと損しているとか、そういうようなことはありません。

最後に、ご負担というところで精神的な不安への対策ですが、最新の事業進捗、そして今後の見通しについて記事にした鶉区画整理通信、こちらを不定期ですが、少なくとも毎年1回、鶉地区の皆様が発行しているもの、これが鶉区画整理通信というものですが、こういったものを通じて情報公開を徹底することで、住民の皆様の不安や不信感を解消し、事業へのご理解とご協力をお願いしております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 毎年、区画整理だよりというのが発行されまして、大変参考になっております。その年の事業計画等も載っておりますので、工事車両がどのくらい入るとか、大体予想がつきます。どの地区をやるとか、予想がつきますので、大変ありがたく思っています。これからも続けていただきたいと思っています。

それから、次に住民の要望なのですけれども、区画整理事業の中に公園予定地というのが何か所かあるのです。5、6か所あるかな。その中で、今現在までに13区に1か所だけ公園予定地が整備されました。区画をフェンスで囲った簡単なものなのですけれども、それが12区のほうにはまだ1か所もないので、12区の住民からは、なぜ12区はつくってもらえないというふうな、ちょっとした意見等もあります。この辺、課長、どのように考えているか。もし考えあればお答え願いたいと思いま

す。

○松島茂喜議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えします。

公園の予定地というところで13区、確かに13区の真ん中の通りから若干南のところに計画している公園が約2,000平方メートル欠けるぐらいの、まだちょっと暫定はであるのですけれども、公園が整備されているという状況です。公園は全部で5つありまして、現在、この土地区画整理事業の進捗に伴い、用地的には公園予定地ということで用地は確保できているけれども、未整備であったりですとか、全然まだ従前の住民の方の土地が公園予定地になるところ等、様々な状況でございます。

整備済みの公園につきましては、ほかにも幾つかあるわけですが、全て5つ予定されているわけですが、3つにつきまして用地のほう確保されている状況で、全てそれが13区のほうの公園ということになります。

12区のほうにつきましては、まだちょっと一部、従前の方が持っていた土地が後々公園になるということで、その土地、従前の土地を持っている方の仮換地、換地先、区画整理でまだ引渡しができていない、代わりになる土地ができていないという状況なので、12区のほうの公園につきましても、整備がつけばバランスを取って計画をして、話し合いをして、地区に適正な公園のほうをまたつくっていただければと考えているのですが、今の状況ではちょっと換地先のほうは完全な形として引渡しがまだできる状態でないので、12区のほうの公園につきましてはもうしばらくお待ちしていただきたいという状況です。

以上です。

○松島茂喜議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 大変まだ先が見えない公園整備になりますけれども、ぜひ仮換地してどんどん進んでいますので、事業執行を進めるよう希望いたします。

それから、事業をやっている中で保留地、この事業の中で保留地をあちこち大変確保しているわけです。それから、鶉の中央道路の周りにも、まだ未整備で全然通れないところがあるわけです。そういう場所に雑草駆除、これ業者委託にしているのだと思いますけれども、年間何回も雑草駆除しておりまして、かなり経費もかかっているのではないかなと思っています。この経費もよくよく考えると余計な無駄遣いにつながりますので、保留地等もなるべく、出た保留地、優良宅地なので、早く売却して、購入した人に住宅地として利用していただいたほうがいいのではないかと思うけれども、課長はどうお考えでしょうか、保留地の処分は。

○松島茂喜議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えします。

保留地の販売と雑草等の駆除、主に保留地の予定地であったり、公園予定地であったり、そういったところを、昨今につきましてはかなり暑い中、雑草が生えるのが速い。その都度刈ってもまたしばらくするとすぐ成長して、住民の方から苦情をいただいていると。その都度また増額ということで、委託をして刈っていただいているという状況です。

保留地ということで、現在、随時販売をしている保留地、それから今後公募して住宅などを建てていただけるような一般の保留地ということで、造成が完了している区画というものが、特に13区を中心に複数あります。そういった土地につきましては、随時の保留地につきましては、隣接地権者等との、ちょっと形的にその保留地だけでは住宅が建築できないという事情から、隣接している地権者さんへの同意の手続ですとか、販売のあっせんというか、そういった行為を続けている状況もございます。

鑑定作業やそういった隣接地権者との同意の手続、また保留地というのが実際には土地登記簿上に存在しない土地と、区画整理独特の法律的な縛りがあるわけで、なかなか建築確認申請というところで、手続を取る際にいろいろ手続が容易ではない部分、こちらのほう金融機関の担保設定、もちろん担保設定するときには、登記簿上のそういった手続を経ないと金融機関もお金を貸してくれないわけですが、そういったことを区画整理事務所の中で、金融機関等と、これも金融機関もいろいろな金融機関がありますので、そういった金融機関と協定を結ぶですとか、いろんな作業がありまして時間を要しているという状況でございます。その販売までにどうしても保留地を除草しなくてはならないということで、今回はこういう結果になっているわけですが、どうしても土地の品質を保つためと近隣住民の皆様の環境衛生を守るために、この除草作業というのが、申し訳ないのですが、必要な措置ということになっております。

また、先ほどもお話ししましたが、公園予定地につきましては、道路予定地もそうなのですが、また造成の途中で終わっている未完成の造成エリアもございます。そういったものを仮換地が完全な形で終わっていないものについては、引き続き除草等を行っていくということになります。

公園についても造成が終わっているから早く公園を整備してということも確かにあるのですが、造成工事等に使う残土置場や、そういったものに有効利用しているという状況がございまして、工事の円滑な進行のために利用しているものや、先ほども言いましたが、予定地となる従前の土地の仮換地先が完全な土地として引渡しができているなど、遅れている状況の実情があります。

町としては、雑草の除却経費を削減し、土地を早期に機能させるために、引き続き保留地につきましては、先ほど長い話になってしまいましたけれども、そういった法的なものも含めて整理整頓して販売のほうを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 どうもありがとうございます。新島課長も大変答弁に苦勞して、保留地については保留地で販売するのは無理だとか、何かいろいろ制約があるようでございます。そういう細かいことについてはまた後で教えていただくことにして、できるだけ事業の進捗がスムーズに行くように、とにかくスムーズに早く終わるように持っていけることを祈っています。

それと、最後に一つ、また怒られてしまうかなと思うのだけれども、通告外を一つ。鶉の中央道路、なかなか南側が進まない。仮換地が終わらないために進まなかったのですけれども、今後それをどのように進めていくか、技術的テクニックがあつたらお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○松島茂喜議長 中央道路の関係については、鶉土地区画整理事業と関連がないわけではありませんけれども、通告書には書いてございません。答弁できるようであれば答弁を求めますが、どうでしょうか。

新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えします。

鶉中央線の13区のほうから中通りをずっと、瀬山議員の12区に入ったところでちょっと止まってしまつて、逆に西側のほうからは、北側だけですけれども、できてきていると。その間がなかなかできていない。

先ほども第6回事業計画の変更をお話しさせていただきましたけれども、その事業計画の変更の大きな、これはそのとき言わなかったのですけれども、中通りから南の国道まで、実名を挙げてしましますと、花の杜ほりこしホールがある、あそこのエリア全体の5.1ヘクタールを仮換地指定のほうを行いました。これが長い長い地権者さんとの交渉の結果、それだけでもう4、5年以上かかっていたわけですから、ようやくそれが一定合意が取れたということで、まだまだ時間のかかる人は複数いるのですけれども、そういうことで仮換地指定を行いました。それを行ったということは、次のステップとしては換地の交渉ということになっていきます。

具体的に早く進めるための手法というのは、こちらもあつたら教えてほしいわけですから、実際には地道にやれるところから、換地については移転先が確保されていないと引っ越しができない、住んでいる方についてはそういうデリケートな状態ですので、そこら辺、物理的に移転ができる人、その移転先がある場所、そういったのをパズルを埋め込むような形で、これを移転補償計画というのですけれども、それに合わせて道路築造ですとか、そういったのを行っていくということで、地道にそういうのも含めて新しく仮換地指定をしたところと既存のところ、これがちょうど中央線のはざまになっているのですけれども、それにちょっとまだ合意が取れていない地権者さんというところでお話し合いを進めながら、やれるところを地道に進めていくということになります。

以上です。

○松島茂喜議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 どうもありがとうございました。一つ余計なことを聞きましたけれども。

そういうことで、町のほうでは予算は何とかこのボーダーラインまでは用意すると言っていますので、あとは課長のテクニックで、ぜひ今後期間延伸することなく、この事業が進めていけることを祈っています。そして、優良宅地がたくさん発生し、これから人口増につながることを期待して、私の一般質問をこれで終わります。どうぞ清聴ありがとうございました。

◎散会の宣告

○松島茂喜議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日の会議は以上にとどめ、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

なお、明日3日は午前10時より会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

〔午後 4時03分 散会〕